



第1次 宇城市総合計画 基本計画 後期

平成22年度～平成26年度



宇城市



はじめに

宇城市長

篠崎 鐵男

宇城市は、平成 17 年に「第 1 次宇城市総合計画」を策定し、魅力あるまち、安心して暮せるまち、そして誇りあるまちづくりを実現するための将来の都市像を「美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた未来に輝くフロンティアシティ・宇城」と定め、まちづくりの理念として掲げてきました。

本市を取り巻く社会情勢は、百年に一度と言われるような経済危機に直面しており、少子高齢化の進展、地球温暖化などの環境問題、厳しい財政状況などめまぐるしく変化しています。

このような時代の潮流を踏まえ、「第 1 次宇城市総合計画（後期計画）」は、基本構想に基づいた、今後 5 カ年の宇城市の施策の方向性を示す基本計画として策定しました。

今後、この基本計画に盛り込んだ各種施策の推進に全力を挙げて取り組み、豊かな自然に恵まれた宇城市をより一層魅力にあふれ、文化と伝統が息づき、市民の皆さまが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。

最後になりましたが、計画策定にあたりご審議いただきました宇城市総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、市民意識調査、パブリックコメントで貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係各位に対しまして心からお礼申し上げます。

平成 22 年 3 月

第1章

P4～

計画のフレーム

ページ数

第1節

性格と役割

4

第2節

構成と期間

5

第3節

財政見通し

6

資料

諮問

144

答申

145

審議会委員名簿

146

第2章

P7～

部門基本計画

ページ数

ページ数

Mission 1

自然と共生する
エコタウンの構築
～みんなで築く循環社会の形成～

1	環境保全	1	環境にやさしい循環社会の構築 と生活衛生の向上	8
2	環境文化	1	豊かな自然を生かした 環境共生都市づくり	10
3	地球環境・ エネルギー	1	地球環境問題への対応	12
4	環境教育	1	協働による環境活動の推進	14

Mission 2

白寿へいざなう
セルフケアの確立
～QOL向上を目指す健康社会の形成～

1	保 健	1	母子保健事業の推進	18
2	食 育	2	生活習慣病予防の推進	20
3	地域医療	1	食育の推進による 生活習慣の確立	22
4	健康増進	1	地域医療体制の整備	24
5	スポーツ・ レクリエーション	1	地域ぐるみの健康づくりの推進	26
		1	生涯スポーツ・ レクリエーションの推進	28
		2	スポーツ施設の整備・充実	30
		3	スポーツ指導者の 育成と組織強化	32

Mission 4

安全で安心できるライフサポート
～助け合い支え合う共生社会の形成～

1	交通安全	1	交通安全対策の強化	78
2	地域安全	1	防犯対策の強化	80
3	消防・防災	1	広域消防の充実と 防災・消防体制の強化	82
4	治山・治水	1	治山・治水対策の充実	84
5	公害対策・ 環境衛生	1	生活環境の保全	86
6	消費者生活	1	消費者生活対策の推進	88
7	児童福祉・ 子育て支援	1	子育て支援サービスの充実	90
8	障害者福祉	1	障がい福祉サービスの充実	92
9	高齢者・ 地域福祉	1	高齢者福祉サービスの充実	94
		2	誰でもどこでも安心して 暮らせる福祉のまち	96
10	社会保障・ 生活保護	1	介護保険サービスの充実	98
		2	国民健康保険事業の推進	100
		3	生活保障の確立	102

index

Mission 1

P7～P16

Mission 2

P17～P34

Mission 3

P35～P76

Mission 4

P77～P104

Mission 5

P105～P143

資料

P144～P146

P35～ Mission3

安定した生活・産業のインフラ整備

～ 活力と魅力あふれる快適社会の形成 ～

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
土地利用	道路・港湾	都市・農村計画	公園緑地・都市景観	公共交通・情報通信	住宅・宅地	上水道・下水道	農業	林業	水産業	商業・流通業	工業・1.5次産業	観光・物産	雇用・労働
1	1	1	1 2	1 2	1	1 2	1 2 3	1	1	1	1	1 2	1
特性に応じた有効的な土地利用の推進	快適で生活の利便性を確保する道路環境の整備	快適な市街地環境の整備	快適な住環境の整備 公園などの整備と緑化の推進	行政・地域情報サービスの充実 みんなが使いやすい公共交通の整備	市営住宅基盤の整備	総合的な下水道環境の整備 安定した水供給と上水道の整備	農業振興に向けた基盤の整備 安全・安心な農作物づくりの推進 農業担い手の確保と育成	林業振興に向けた環境整備 と森林保全などの基盤強化	漁場の環境整備と「つくり育てる」漁業の推進	商工業の振興	地場産業の振興と企業育成	戦略的な観光推進 市場を志向した物産振興	企業誘致の促進と雇用の拡大・創出
36	38	40	42 44	46 48	50	52 54	56 58 60	62	64	66	68	70 72	74

P105～ Mission5

ユニークな文化と心とひとづくり

～ 役割を担い合う協働社会の形成 ～

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12								
学校教育	社会教育	生涯学習	文化・伝統	コミュニティ	地域づくり・ 人材育成	男女共同参画	地域内・国内・ 国際交流	広報・広聴	行財政改革	情報公開	広域連携								
1 基礎を身につけ 個性を伸ばす教育の推進	2 障がいのある 幼児児童生徒の教育の推進	3 豊かな心と健やかな体の育成	4 時代の進展に 対応した教育の推進	5 安全・安心な教育環境の 整備と教職員の資質向上	1 青少年育成施策の推進	2 人権教育の普及・啓発の推進	1 生涯学習の充実	2 市民に親しまれる図書館づくり	1 個性あふれる文化活動の推進	2 文化遺産の保存と活用	1 コミュニティ活動に よる協働環境づくり	1 地域づくり活動の 支援と活性化	1 男女共同参画 によるまちづくり	1 国際交流の充実と 国際化の推進	1 広報・広聴機能の充実	1 総合的な 行財政運営体制の確立	1 「開かれた市政」の実現	1 情報公開による 行政サービスの充実	1 広域連携による 行政サービスの充実
106	108	110	112	114	116	118	120	122	124	126	128	130	132	134	136	138	140	142	

第1章

計画のフレーム

第1節 | 性格と役割

この基本計画は、基本構想で掲げた未来都市像「美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた 未来に輝くフロンティアシティ・宇城」を目指して、5つの協働目標を達成するために具体化した計画です。

市民と行政が協働して、新市建設計画で定められた基本目標「誰もが暮らしやすい都市づくり」「誇りあるふるさとづくり」「力強い産業づくり」を実現するために、本市の行財政運営を総合的かつ計画的に執行するための基本となるものであり、各種行政計画の基本指針となるものです。

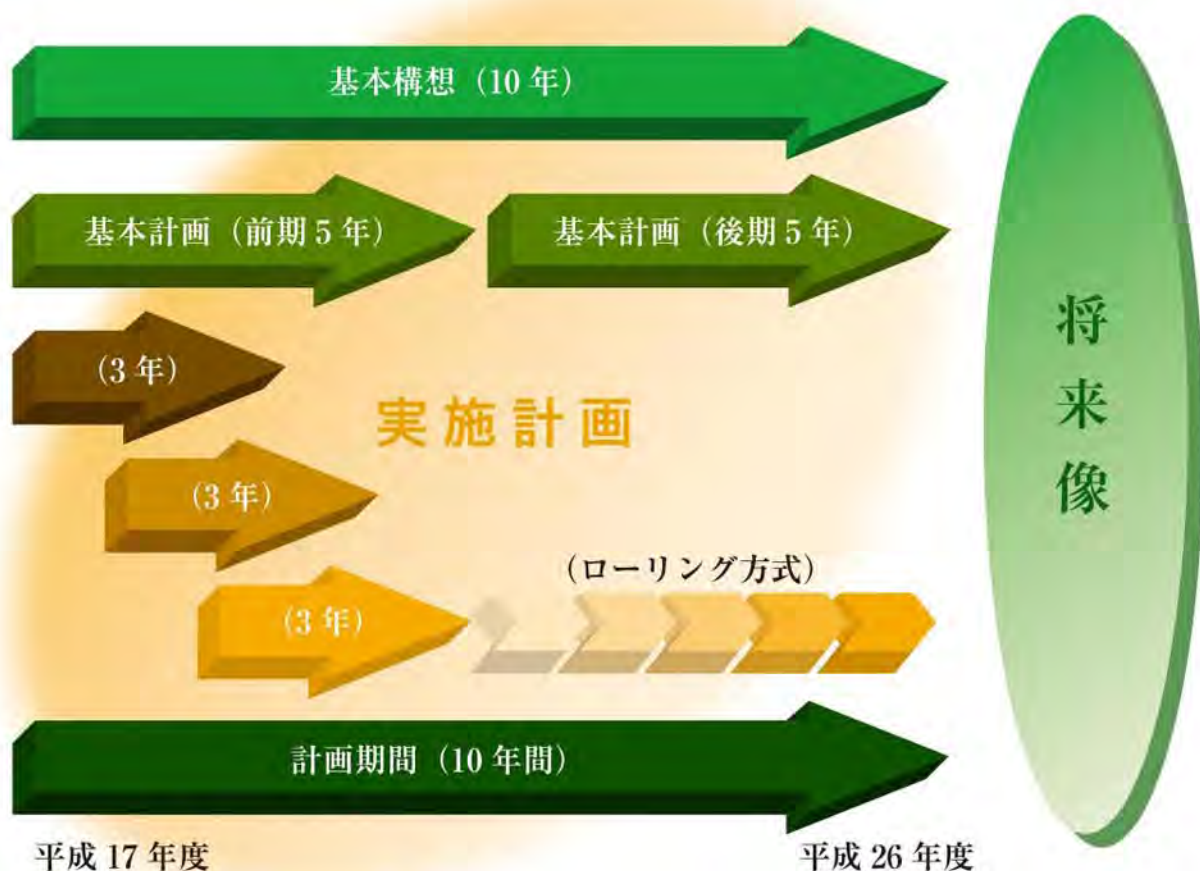
第2節 構成と期間

第1次宇城市総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」をもって構成されます。

「基本構想」は、本市が目指す総合的かつ長期的展望に立ったまちづくりの方向性を示すものです。この方向性は、「新市建設計画」の基本理念に基づいた基本目標を達成するため、将来都市像と協働目標を掲げ必要な基本施策を定めたものです。計画期間は平成17年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする10年間とします。

「基本計画」は、基本構想で示すまちづくりの方向性に基づき、将来都市像の実現に向けて、協働目標を達成するための基本施策をより具体化して、その方向性を明確にしたものです。後期計画期間は平成22年度を初年度とし、平成26年度を目標年度とする5年間とします。

「実施計画」は、基本計画を推進するための具体的な取り組みについて定めたものであり、基本計画に基づく行財政の執行計画を明らかにします。実施計画の計画期間は3年間とし、状況変化に対応するため毎年度見直しを行います。



第3節 財政見通し

新市建設計画や基本構想の策定後、国による三位一体の改革などの税財源に関する枠組みの大幅な変更に加え、さらなる少子高齢化の進展に伴う社会福祉費に関する歳出の増加など、本市の行財政運営を取り巻く環境はここ数年で大きく変化しています。また、今後も合併特例措置の期限到来に伴う地方交付税の減少や新たな行政ニーズへの対応が想定されるため、後期基本計画に掲げた各種施策の推進を前提とした中長期的な財源確保が必要となってきます。

平成21年11月に策定した平成22年度～平成24年度までの3ヶ年の実施計画をベースにした平成26年度までの財政見通しは以下のとおりですが、今後の環境変化に弾力的に対応するため、実施計画の見直しに合わせて財政見通しも修正を行い、中長期的に持続可能な健全財政を確立した中で、各種施策の推進を図っていきます。

1. 歳入計画

(単位:千円)

区 分	決算額	予算額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
地 方 税	5,861,821	5,604,193	5,362,440	5,408,664	5,443,476	5,491,491	5,540,297
地方交付税	10,240,540	9,480,000	9,920,000	9,710,000	9,710,000	9,690,000	9,770,000
その他の一般財源	1,197,637	1,075,402	1,069,902	1,069,902	1,044,902	1,044,902	1,044,902
使用料・手数料	446,073	434,020	434,047	434,074	434,102	434,130	434,158
分担金・負担金	253,307	230,269	225,003	224,764	224,526	224,588	224,651
国・県支出金	5,019,124	5,987,501	3,619,078	3,944,224	3,759,561	3,775,472	4,129,036
繰 入 金	689,137	476,582	765,777	575,365	397,718	166,369	242,767
地 方 債	2,854,300	3,042,002	2,500,000	2,932,700	2,732,400	2,516,000	3,127,400
そ の 他	836,183	924,483	486,042	466,391	462,391	458,672	454,391
歳入合計	27,398,122	27,254,452	24,382,289	24,766,084	24,209,076	23,801,579	24,967,602

2. 歳出計画

(単位:千円)

区 分	決算額	予算額	計画額	計画額	計画額	計画額	計画額
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
人 件 費	5,632,645	5,419,049	5,453,117	5,318,863	5,287,139	5,292,555	5,315,045
扶 助 費	3,598,610	3,634,530	3,675,000	3,715,988	3,757,501	3,799,548	3,842,136
公 債 費	3,907,729	3,897,891	3,848,482	3,912,606	3,959,356	3,932,107	3,991,776
物 件 費	2,062,864	2,702,056	2,500,507	2,363,793	2,176,876	2,152,053	2,286,607
補助費等	3,350,135	4,372,545	4,051,144	3,813,054	3,653,450	3,435,627	3,391,492
繰 出 金	3,029,942	2,095,283	2,135,768	2,179,410	2,210,754	2,252,639	2,265,900
投資的経費	4,448,283	4,867,031	2,550,647	3,266,515	2,965,043	2,734,900	3,669,215
そ の 他	280,141	266,067	167,624	195,855	198,957	202,150	205,431
歳出合計	26,310,349	27,254,452	24,382,289	24,766,084	24,209,076	23,801,579	24,967,602

第2章 部門基本計画 1

自然と共生するエコタウンの構築

～みんなで築く循環社会の形成～



環境にやさしい循環社会 の構築と生活衛生の向上

基本方針

3R（廃棄物の抑制・再生・再利用）の推進は国民の責務です。

そこで、快適な生活環境を実現するため、毎日排出されるごみや不法投棄・ペット動物の糞尿等の環境マナーについて市民一人ひとりが関心をもつ「環境志民」となり、より一層のごみ減量化を目指します。

また、リサイクルの推進については、現在の21品目の分別に加え、生ごみの資源化についても早急に実現させ、「ごみゼロ」の宇城市を構築します。

さらに、市民の墓地需要を適宜把握しながら、今後の整備の必要性を検討していきます。

現状と課題

宇城市は、近隣他都市と比較して、人口あたりごみ収集量が少なく、リサイクル資源回収量が多いため、3Rは相対的に進んでいるようです。

しかしながら、定期的に環境教育、セミナー等を開催していますが、経年比較した場合にごみ収集量や不法投棄の抑制につながっていないなど、市民一人ひとりが環境に対する意識を高め、「環境志民」としての役割を担うには至っていない状況です。

また、リサイクルの推進については、平成19年度から市内全域コンテナ回収による分別収集を行うとともに、堆肥化容器の購入補助による生ごみの減量化を図っていますが、「ごみゼロ」の宇城市を目指すためにはさらに「生ごみのリサイクル」が課題です。

今後のさらなる高齢化や市外からの転入者を見据えた場合、現在設置されている墓地で必要十分なのか、検討する必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
もやすごみの量	14,063 t	14,742 t	14,506 t	13,055 t
リサイクル処理量	2,050 t	2,384 t	2,231 t	2,008 t



今後の取り組み

1 生ごみのリサイクル

可燃ごみの約40%を占める生ごみのリサイクルを推進するための「宇城市バイオマスタウン構想」に基づきごみ減量化事業に取り組みます。

主な事業 ・宇城市バイオマスタウン構想策定に基づくごみの減量化事業

2 ごみの減量化

家庭から出るごみの減量化を図るため、マイバッグの持参運動推進、ダンボールによる生ごみの堆肥化の普及、各種リサイクルの取り組み推進を図ることに加え、引き続き電動生ごみ機の補助を行います。

主な事業 ・ごみ減量化事業
・マイバッグ持参運動

3 3Rの推進

ごみをできる限り廃棄しないよう「分別収集の徹底」や再利用されたものでも再生資源として再利用するよう3Rの推進を図ります。

主な事業 ・宇城市リサイクル回収事業

4 環境に対する市民意識の向上

市民一人ひとりが「環境志民」としての役割を担うことができるよう、広報、環境教育、セミナー等を開催します。

主な事業 ・環境志民セミナー
・広報うき

5 墓地建設の検討

今後のさらなる高齢化や市外からの転入者を見据え、現在の墓地の設置状況を把握するとともに、墓地建設の必要性の有無を調査します。

主な事業 ・墓地設置状況調査事業

まとめ

宇城市

ごみゼロの宇城市を目指し、ごみ減量化と意識向上の取り組みを推進します。



一人一人が
もっともっと
エコライフばい

豊かな自然を生かした 環境共生都市づくり

基本方針

緑豊かな山々や美しい川、青い海を守り育み、多様な動植物が生息・生育できる自然環境がかけがえのないものあることを実感できる豊かな心を育む自然とのふれあいを大切に、自然と共生するエコタウンの構築を推進します。

また、花のまちづくり運動のさらなる推進により、花と緑あふれる潤いのある環境と、美しく心やすらぐまちづくりを進めます。

現状と課題

都市化の進展や生活様式の変化により、自然環境との関わりが薄れつつある近代において、花や緑との関わりを広げることがきっかけとして、自然との共生を生かしたまちづくりに努める必要があります。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
市民意識調査満足度 (豊かな自然を守るまち)	—	—	51.5%	55.0%

今後の取り組み

1 環境基本計画の推進

環境基本計画を策定するとともに、策定後の計画の適切な進捗管理を図ります。

主な事業 ・ 環境基本計画の策定・進捗管理の実施

2 花と緑の快適空間の創造

公共施設等の緑化を推進し、花と緑に囲まれた環境を育みます。

市民が気軽に憩える、緑豊かで身近な公園等の整備を推進します。

花壇管理団体など、市民と一丸となった花いっぱいのもちづくり運動を推進します。

花をテーマにしたイベント等を開催し、花や緑とのふれあいの機会を創出します

主な事業 ・ 庁舎駐車場緑地帯植樹の実施
・ 公園管理事業 ・ 花のもちづくり運動の実施
・ 花のバスツアー・フラワーフェスタ他各種イベントの開催

3 美しい都市景観の形成

植栽などの歩道の整備により、道路景観の向上を推進します。

景観に配慮した工法等により、美しい景観づくりを推進します。

主な事業 ・ 道路改良事業
・ 街なみ環境整備事業

4 豊かな自然の保全と再生

不知火海・有明海沿岸に漂着・堆積するごみ等の除去・清掃活動により、海域環境の保全と再生を推進します。

主な事業 ・ 漂着ごみ撤去等の実施

5 生物多様性の確保

野生生物の保護に努め、有害鳥獣の適切な駆除を図り、多様な生物が生育・生息する空間の保全と再生を推進します。

河川改良などの治水対策において、動植物の生息・生育環境に配慮した工法等により生態系の保護に努めます。

在来種の保護推進のため、外来種の除去等に努めます。

主な事業 ・ 有害鳥獣対策の実施 ・ 河川改良事業
・ 空き地等の適正な管理指導の実施

まとめ

宇城市

基本計画に基づき、人も生物も快適に暮らせるよう整備を推進します。



自然あふれる
心やすらぐ
まちづくりを
するばい

地球環境問題への対応

基本方針

地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題であることを認識し、未来のこどもたちに誇りを持って受け継ぐことのできる地球環境を守るため、地球温暖化の防止に努めていきます。

また、省エネルギーや自然エネルギーの利用促進及び意識啓発を推進し、熱帯林の減少や途上国の公害問題など海外の問題を身近な問題として受け止め、国際協力など地域からできる地球環境保全への貢献活動を推進します。

現状と課題

地球温暖化の防止は、地球規模という大規模な問題であるため、市民一人ひとりがなかなか取り組みにくいものです。しかしながら、小さな規模でもできるところから

コツコツと積み重ねていくことも大切であり、すべてのひとが自主的かつ積極的に取り組むことが重要です。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
公用車へのエコカーの導入・活用台数	—	2台	3台	5台
アイドリングストップ宣言事業所数	—	40件	39件	50件
市民意識調査満足度 (市民一人ひとりが省資源・省エネに取り組むまち)	—	—	4.6%	15.0%

今後の取り組み

1 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策実行計画を策定するとともに、策定後の計画の適切な進捗管理を図ります。
自動車の適正使用や啓発活動により、温室効果ガス排出低減対策を推進します。

- （主な事業） ・地球温暖化対策実行計画の策定・進捗管理の実施 ・グリーン購入の普及推進 ・ノーカーデーの実施
・アイドリングストップ宣言事業所登録の推進

2 省エネルギー・自然エネルギー利用推進

公共施設における太陽光発電等の導入や環境配慮型自動車の購入等により、省エネルギーや自然エネルギーの利用を推進します。

市民や事業者への省エネルギーや自然エネルギーの意識啓発を推進します。

- （主な事業） ・公用車のエコカー等の導入・活用の実施 ・省エネルギー対策補助事業の推進

3 国際的視野での環境貢献活動の推進

日常生活で使用する紙や木材等の原料生産地などに関心を持ち、熱帯林の減少との関連や地球環境との関わりについて意識を高め、資源保護のための環境活動を推進します。

- （主な事業） ・マイ箸運動の実施

まとめ

宇城市

温室効果ガス低減対策を推進し、地球規模の環境貢献の意識啓発をします。



未来の子供
たちの地球環境
をかんがえて
いくばい

部門基本計画 協働による 環境活動の推進

基本方針

環境教育・学習等の推進により、環境にやさしい心と実行力を持った人づくりを進め、市民・事業者・市が連携し、協働で築く環境に配慮した環境活動を展開します。

また、かけがえのない豊かな自然とのふれあいを大切にし、美化活動等による景観の維持・向上に努めます。

現状と課題

市民一人ひとりの力だけでは解決しがたい環境問題がおきる中、個々が環境への配慮を実践するためには、自ら

が環境の諸問題に関心を持ち、協働のもと環境教育・環境学習、環境保全活動に取り組む必要があります。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
市内一斉美化運動（1年間累計）	—	18,456人	17,478人	20,000人
市民意識調査満足度 （環境に対する市民の意識が高いまち）	—	—	4.6%	15.0%

今後の取り組み

1 環境教育・環境学習の推進

地域や教育現場において、環境について学ぶ場の創出や環境学習を積極的に推進し、地域環境リーダーや環境ボランティアなど人材育成に努めます。

主な事業 ・家庭教育学級の実施 ・環境問題教育の実施 ・生涯学習講座の実施 ・こどもエコセミナーの実施
・環境教育人材育成の実施

2 自然とのふれあいの促進

より多くの市民が自然にふれあうことのできる空間や機会の創出を図り、ふれあい活動を充実します。

主な事業 ・ふれあい農園開放の実施 ・宇城っ子のつどいの実施 ・集団宿泊教室の実施 ・自然環境活動の充実

3 環境美化の推進

まちの美観向上を図るため、地域との連携のもと環境美化の推進に努めます。

主な事業 ・市内一斉美化運動 ・放置自転車の撤去

まとめ

宇城市

市民、事業者、市が連携し、環境景観の美化、維持、向上に努めます。



みんなで力をあわせて、環境活動をするばい

memo

第2章 部門別計画編 2

白寿へいざなうセルフケアの確立

～Q O L 向上を目指す健康社会の形成～



部門基本計画 母子保健事業の推進

基本方針

思春期から出産・子育て期までのライフステージに応じた健診・相談・教育等の施策を展開します。乳幼児期・学齢期・思春期における健全な発育・発達を図るとともに、母子共に健全な生活習慣の確立に努めます。乳幼児健診や各種健康教育、健康相談等の場を利用して、保護者(特に母親)のメンタルケアや育児負担感の軽減に努め、保護者自身の「自己肯定感」を高めることで楽しい育児・安心な子育てができることを支援します。

また、感染症の拡大防止のために、予防接種の接種率向上を目指します。

現状と課題

乳幼児の健診率は高い水準ですが、継続的な未受診者も見受けられます。未受診者ほど課題を抱えている場合もあることから、健診の受診勧奨とともに家庭訪問等での個別対応が求められます。保護者のメンタルケアとして、母子手帳交付時の個別相談とともに病院からのハイリスク産婦の情報提供や2か月相談時の産後うつ病評価票により、産後うつの早期発見・相談対応に取り組んでいます。

むし歯予防対策としては、母子健康手帳交付時や乳幼児健診での歯科保健指導に加え、歯科健診時のフッ素塗布を行っています。1歳6か月健診や3歳児健診でのむし歯保有率は、県平均を上回っているのが現状です。市内28保育施設(年中・年長児)で、フッ化物洗口による歯質強化を図っ

ていますが、むし歯予防の基本は、きちんと磨くことであることから子ども自身のブラッシングの習慣化に向けた取り組みが大切となります。

食生活の土台となる離乳食が適切に提供されるよう健診や相談の場を利用した離乳食指導を行っています。あわせて、乳児期の早期から保育施設を利用する児が増えていることから、保育施設への離乳食支援が必要となっています。平成21年度から保育園給食担当者への支援や母子保健推進員への離乳食勉強会を実施しています。

予防接種率の向上に向け、健診での接種確認と接種計画指導を行っています。今後の未接種者対策ためには、接種率の進捗管理が必要となります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
3歳児健康診査の受診率	90.2%	94.1%	97.2%	98.0%
1歳6か月健康診査の受診率	96.5%	94.4%	96.6%	98.0%
生後6か月までにBCG予防接種を完了しているこどもの割合	95.9%	97.2%	96.9%	98.0%
保育施設等への食の支援実施回数(給食担当者等)	12回	12回	12回	25回
家庭訪問や来所相談、電話相談等個別に対応した人数	3,317人	2,017人	2,765人	3,000人

今後の取り組み

1 乳幼児健診・相談の充実

乳幼児の健康の保持及び増進を目的として、母子保健推進員や保育施設・子育て支援センターとの連携を図りながら、乳幼児期の発育・発達に応じた健診及び相談事業を行います。

主な事業 ・乳幼児健康診査事業 ・乳幼児歯科保健事業
・母子保健推進員活動 ・保育施設との連携

2 妊産婦の健康管理と子育て相談支援

母子健康手帳交付時の個別相談をとおり、妊婦対象のマタニティーボディートークやこうのとりの学級等の母子保健事業を紹介するとともに、妊娠後期には「マタニティー通信」をとおり事業への参加を勧めます。保護者自身が、自己肯定感をもって子育てできるよう支援します。

主な事業 ・母子健康相談事業 ・母子健康教育事業
・妊婦健康診査事業 ・マタニティー通信

3 発達障がい児の早期受診・療育支援

発達障がいの早期対応を視野に入れた乳幼児健診（心理相談員の配置）を実施します。精神発達面で心配のある乳幼児の早期受診・早期療育に向けた支援を行います。地域療育センターの充実とともに、保育施設や教育機関、宇城市福祉事務所（子ども福祉・障がい福祉）や教育委員会との連携を図りながら、地域の療育体制づくりに努めます。

主な事業 ・幼児健診及び各種相談 ・特別支援連携事業
・地域療育体制の確保（地域療育センターの充実）

4 予防接種率向上のための取り組み

予防接種法に基づく予防接種が安全かつスムーズに実施されるよう関係機関との連絡・調整・相談を行い接種率の向上に努めます。また、保護者自身が、子どもの体調を考えながら接種計画を立てることができるよう、健診・相談の場における健康教育を充実します。

主な事業 ・集団予防接種事業（ポリオ・BCG）
・個別予防接種事業 ・予防接種従事者研修会

5 むし歯予防の推進

乳幼児期のむし歯予防対策として、母子健康手帳交付時の歯科衛生士による健康教育（妊娠期の口腔ケアや乳歯が胎児期につくられること等）、乳幼児健診での健康教育や保健指導、歯科健診・フッ素塗布の他、保育園・幼稚園でのむし歯予防教室等を利用してブラッシングの習慣化を図ります。

主な事業 ・乳幼児歯科保健事業
① 幼児歯科健診 ② フッ素塗布及びフッ化物洗口
③ 園児歯科健康教室（ブラッシング指導）

6 学校保健との連携

健康的な生活習慣や健全な母性・父性を育成する重要な時期である学校保健との連携により、幼児期～学齢期～青年期・子育て期への一貫した流れの中での子どもの健康確保を目指します。

主な事業 ・養護教諭部会への参加 ・学校諸計画や聞き取り
・就学時健診・健康教育等

まとめ

宇城市 健診・相談など各種支援を充実させます。



母子ともに
くらしやすい
まちづくりを
するばい

生活習慣病予防の推進

基本方針

がんや動脈硬化性疾患による死亡を減少させる為に、健康診断(各種ガン検診・特定健診)や健診後のフォローアップ等の保健事業を推進します。

また、若年層に対して健康診査の重要性について啓発し、受診率の向上を目指します。

さらに、ライフステージごとの健康管理の中で栄養・運動・休養・心の健康づくりに取り組みます。又、幼年期からの生活習慣が、生涯を通した健康実現の大きな基礎となることから、乳幼児期からの健康管理に取り組んでいきます。

※ライフステージ・・・人間の一生を段階区分したもの。通常は、幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期に分ける。

現状と課題

現在、疾病別死亡原因は、「がん」「心疾患」「脳血管疾患」といった三大生活習慣病による死亡者が多く、その原因の一つとも言えるメタボリックシンドロームの予防・解消も含め、若い時期からの健康診査への取り組みが必要です。

本市では、地域密着の住民健診や相談等を実施しており、その結果に基づき、予防対策として、ライフスタイルを見直すための集団・個別指導を実施しています。

むし歯予防や歯周疾患予防対策としての乳幼児健診で

の指導や成人に対する歯周病検診の実施について、歯周病検診は受診者が低迷傾向にあり受診勧奨の啓発が必要です。

今後も、医療や介護の負担がさらに高まることによって、社会負担も増加してくることが予想されることから、疾病の早期発見、早期治療はもとより、病気にならないための生活習慣の改善や寝たきりにならない介護予防への取り組みが求められています。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
がん検診受診率	肺 36.7%	34.8%	42.9%	50%
	胃 20.3%	21.1%	27.2%	35%
	大腸 26.1%	23.8%	30.9%	40%
	乳 23.3%	19.8%	28.2%	35%
	子宮 13.4%	21.6%	21.1%	30%
健診結果個別面談実施者数	—	2,055 人	1,253 人	1,300 人
65 歳以上のインフルエンザ定期予防接種者接種率	36%	42%	44%	50%

今後の取り組み

1 がん・生活習慣病の予防の推進

がんや生活習慣病の早期発見、予防対策として、より多くの市民が住民健康診査を受診しやすい体制づくりで実施し、受診率向上に取り組みます。また、脳卒中や認知症の早期発見・早期対応のため、高リスク者への対応方法を検討しながら市民全体の健康レベルの向上を図ります。

- 主な事業
- ・健康増進事業（基本・各種ガン・腹部超音波・骨粗しょう検診）
 - ・要精密検査者へのフォローアップ
 - ・基本・特定健診後の集団・個別指導

3 感染症に対する知識の普及と予防の徹底

インフルエンザによる死亡や、重症化を防ぐために、65歳以上の定期予防接種に取り組みます。また、感染症に対する正しい知識の普及啓発を行い、定期的な健康診査の受診勧奨により病気の早期発見・早期治療を図ります。

- 主な事業
- ・インフルエンザ定期予防接種
 - ・胸部レントゲン検診
 - ・胸膜肥厚疑い者の精密検査と登録の実施

2 歯科保健事業の充実

国が示す8020運動実現のため、乳幼児、妊婦、成人を通じての虫歯予防や歯周疾患予防に取り組みます。また、市内医療機関における歯周病検診を継続し、予防対策に努めます。

- 主な事業
- ・歯周病検診
 - ・幼児歯科教室

4 若年層に対する健診の推進

生活習慣病の早期発見、予防対策として集団健診や市内医療機関での健診を実施し、若年層が受診しやすい体制作りに努めます。

- 主な事業
- ・生活習慣病健診（20～39歳）
 - ・腹部超音波健診（30～39歳）

まとめ

宇城市

知識普及、予防徹底など保健事業の充実、推進を図ります。



宇城市は
病しらずの
よかまちばい

食育の推進による 生活習慣の確立

基本方針

「食」は生命活動の根源をなすものであり、日々欠かすことのできないものです。しかしその中身については各人さまざまであり、お金さえ出せば食べたいものが簡単に手に入る時代となっています。子どもの頃からファーストフードを食べ慣れてしまって、おいしいものは脂肪分と糖分、という舌になってしまった子どもは大人になってからもそれしかおいしいと感じなくなる可能性があるといわれています。それが大人になってからの肥満や糖尿病へとつながっていると思われます。

このような時代だからこそスローフード(地産地消)を大事にした食育は子ども時代から取り組んでいく必要があります。同時に生活習慣病(高血圧、糖尿病、脂質異常症等)などは大人自身の問題でもあります。「食」を通じて、生活習慣全般についてみていく必要があり、家庭や社会の中で「自分の健康を守りそれを維持できる能力」を身につけていくことを目指します。

現状と課題

平成21年度中に食育計画を策定予定です。

計画策定にあたり、市民にアンケート調査を実施した中で特徴的なものとして、朝食の欠食状況が小中学生や高校生では県平均よりも少なかったのですが、年齢が上がるに従いその割合は増加しています。そして20～30歳代の青年期では県平均よりも高く、中でも男性ではほとんど食べないと回答した人が27%(県20.6%)という状況でした。

また、特定健診の結果からメタボリックシンドロームの人の割合(予備群も含む)が女性は11.4%なのに対し、男性は27.7%(40歳代36.3%、50歳代30.3%、60歳代27.7%、70歳代23.3%)と高く、特に40～50歳代の男性が高い傾向にあることがわかりました。

子どもの食育には親への教育が大前提です。ところが保護者(特に小中学生の親)にこのようなことを伝える機会はなかなかないのが現状です。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
ヘルスマイト(※注)による保育園、小中学校、高校への食育の実施	42回 (延1,192人)	45回 (延1,945人)	54回 (延2,097人)	60回 (延2,500人)
ヘルスマイト養成講座修了者数	12人	20人	24人	25人
地域での食育の実施	150回 (延2,123人)	184回 (延4,050人)	163回 (延4,277人)	180回 (延4,500人)

(※注) ヘルスマイトとは食生活改善推進員の養成講座を終了して、食を通じたボランティア活動を行っている食生活改善推進員のことです。

今後の取り組み

1 ライフステージに応じた食育の推進

子どもの食育をすすめるために乳幼児健診や相談事業を通して母親への離乳食・幼児食指導、保育園や学校等で野菜作りや調理体験を通じて食べることの大切さを実感することにより推進します。

大人の食育としてはメタボリックシンドロームの予防があげられます。特定健診の結果からメタボと判定された人に対して、それを解消するための支援を実施します。

現役引退後の男性の生活習慣病の予防や自立した食生活を送るための男の料理教室にも取り組みます。

- 主な事業
- ・乳幼児健診や相談時の食育教育
 - ・保育園や学校に入り込んだ食育講座の開催
 - ・健診結果から生活改善の行動目標設定のための個別面談の実施
 - ・脱メタボ教室による集団教育の実施
 - ・男の料理教室の開催

2 食生活改善の普及・啓発

食生活改善を促すことにより、生活習慣改善に役立つ情報の発信を行います。

食育活動の推進母体である食生活改善推進員（ヘルスメイト）の養成と再教育の場を設定します。

- 主な事業
- ・健診結果説明会時の食教育の実施
 - ・健康フェア開催時のPR
 - ・ヘルスメイト養成講座の開催
 - ・ヘルスメイトの現任教育実施と活動支援の実施

3 食育推進計画の推進体制づくり

食育推進計画の進捗管理のための会議を開催します。（年1～2回）

健康宇城市 21 講演会で知識の普及啓発とアピールを行います。

- 主な事業
- ・食育推進会議の開催
 - ・健康宇城市 21 講演会の開催

まとめ

宇城市

健康のための食生活の重要性を再認識する食育計画を策定、推進します。



健康なくらしは
子どもの頃からの
食生活が
重要ばい

地域医療体制の整備

基本方針

「地域医療」に対する市民の期待に応えるため、現在実施している関連諸事業(病院群輪番制、在宅当番医制など)において、特に要望の多い小児医療に関する内容の拡大及び充実を図るとともに、休日や夜間に受診可能な医療機関(救急対応含む)などの情報提供方法についても拡充します。

また、市内医療機関の相互連携を確立することで、より市民満足度の高い地域医療を実現するため、連携の契機となる「かかりつけ医」の普及・定着に取り組みます。

現状と課題

休日の医療体制としては下益城郡医師会及び宇土郡市医師会加盟の市内医療機関輪番制による在宅当番医で対応し、夜間診療及び救急搬送については熊本市及び周辺市町(熊本中央圏域)と天草市及び周辺市町(天草圏域)として対応医療機関輪番制による相互利用に参画しています。

しかし、在宅当番医は休日ごとに3箇所程度の開設で小規模の医療機関も含まれているため診療科目に偏りが生じており、要望が多い小児科の開設がない日も生じています。そこで、当番医の調整を行う医師会に回数にバラつきが生じても幅広い診療科目を実現する輪番設定を働きかける必要があります。

また、休日医療対応に関する情報提供は、現在、在宅当番医リストを市広報及びホームページで紹介するにとどまっており、必要な時に即時に開設情報が確認できるとは言えない状況です。

その他の課題としては、現在のところ、移動手段に制限のある高齢者等を除き身近な市内医療機関を「かかりつけ医」として利用することは定着しておらず、救急搬送でない場合でも市外で診療を受ける市民が多いことが挙げられます。「かかりつけ医」の定着を促進するとともに市内医療機関相互の連携及び情報共有、そこから医療技術の向上へとつながる施策が求められています。

なお、地域医療の問題点として取り上げられる「医師不足」については、本市では現在のところ顕在化していませんが、市内医療機関において今後問題が生じることのないよう、医療を担う人材の養成についても取り組む必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
最寄りの市内医療機関を「かかりつけ医」として認知している世帯数の割合	—	—	—	60%

今後の取り組み

1 二つの関係医師会との連携の強化

現在継続している各種事業の協議を利用した定期的な意見交換の場を設けます。

主な事業 ・「地域医療意見交換会」（仮称）の開催

3 「かかりつけ医」の普及定着

熊本県の第5次保健医療計画においても普及啓発に取り組むこととされている「かかりつけ医」について、県機関（保健所等）と連携しながら市民病院をモデル医療機関に設定して市民への普及啓発を図ります。

主な事業 ・市民病院における「かかりつけ医」モデル事業

2 夜間及び休日診療に関する情報提供の拡充

現在の市の広報及びホームページでの開設情報の提供に加え、県が運営し、携帯電話でも情報が確認できる「熊本県救急医療情報システム」の市民への周知を図ります。

主な事業 ・「熊本県救急医療情報システム」の周知拡大

4 市内医療機関相互の連携強化

医師確保を目的として平成21年度からスタートした熊本大学寄附講座に対する運営費を負担することにより、地域医療の担い手となる人材養成を支援します。

主な事業 ・熊本大学「地域医療システム学寄附講座に対する運営費負担

まとめ

宇城市

「かかりつけ医」の普及、定着を契機に医療機関の連携強化を図ります。



地域医療の充実でいざというとき安心ばい

地域ぐるみの 健康づくりの推進

基本方針

市民のみなさんの話し合いをもとに策定された「健康宇城21基本計画」を推進し、すべての市民が健康で明るく元気に生活できることを目指します。

すこやか安心な子育て・自分で取り組む疾病予防・元気な高齢者活動・要介護になっても最後まで生き方に選択肢を持ち人とのつながりを持って生きていける「地域」を創るため、「健康づくり」に取り組むコミュニティーの地域力強化のための活動を支援します。

現状と課題

平成17年に策定された「健康宇城21基本計画」の目標達成を目指して、各種団体・組織とともに様々な分野で健康づくりの推進を図ってきました。また、各行政区でも地区健康づくり事業が定着しつつありますが、市民一人ひとりの健康づくりへの関心の高まりとは反対に、世代間の交流は減り、地域ぐるみでの取組は弱体化しつつあるのが現状です。

人口動態では今後10年以内に高齢者数が急増することが見込まれています。それに伴う社会保障費（医療費・介護保険料等）の増大や介護医療を担う人材確保が大きな課題となってきました。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
健康づくりに関する推進員等総人数	480人	480人	739人	3,573人
健康づくり推進員	182人	182人	182人	178人
母子保健推進員	79人	79人	79人	80人
食生活改善推進員	201人	201人	201人	193人
内訳 ボディートークリーダー（実技指導免許有）	18人	18人	18人	30人
ボディートークサポーター（実技指導免許無）	0人	0人	29人	50人
認知症サポーター	0人	0人	230人	3,000人
介護予防サポーター	0人	0人	0人	42人
健康づくり推進員の地区活動実績（参加世帯数）	(110行政区)	(118行政区)	17,081人 (117行政区)	17,300人
母子保健推進員の活動実績（のべ件数）	2,537件	5,333件	5,045件	5,500件
ボディートークリーダー・サポーターの活動実績（回数・のべ参加人数）	112回 2,499人	125回 1,842人	148回 3,069人	170回 3,500人
介護予防サポーターの地区活動実績（のべ人数）	0人	0人	0人	100人

今後の取り組み

1 健康宇城 21 基本計画の推進

健康宇城 21 基本計画の推進状況の確認と次期計画へ向けての組織間の調整を図ります。

- 主な事業
- ・健康宇城 21 委員会開催
 - ・市民アンケート実施（平成 26 年度）

2 健康づくり推進体制の充実

健康づくり推進員・母子保健推進員・食生活改善推進員・介護予防サポーター・ボディートークリーダー及びサポーターを養成していきます。

- 主な事業
- ・食生活改善推進員養成講座
 - ・ボディートークリーダー及びサポーターの養成講座
 - ・その他各種推進員養成講座

3 健康づくり推進員等の研修の開催

健康づくり推進員・母子保健推進員・食生活改善推進員・介護予防サポーター・ボディートークリーダーなどに対して各種研修を継続的に開催し、健康づくりを中心とした各地区（行政区）コミュニティの「地域力」アップを図ります。

- 主な事業
- ・健康づくり推進員研修
 - ・ボディートークリーダー研修
 - ・食生活改善推進員研修
 - ・母子保健推進員研修

4 地区健康づくり事業の開催支援

地区の嘱託員と協力し、地区担当保健師とともに各種推進員（健康づくり推進員・母子保健推進員・食生活改善推進員・介護予防サポーター・ボディートークリーダー及びサポーター）が、地区の健康課題に取り組めるよう支援します。

- 主な事業
- ・健康づくり補助事業
 - ・地域健康づくり補助事業

5 安心希望の地域生活のための地区活動

安心と希望を抱いて生活できる地域を目指して、自助・公助・共助それぞれの観点から、嘱託員・民生委員・地区福祉会役員とともに、健康づくり・食育・子育て・介護を推進していきます。

- 主な事業
- ・ボディートーク子育て講座
 - ・認知症サポーター養成講座
 - ・筋力アップ介護予防講座

まとめ

宇城市 健康づくりに取り組むコミュニティの地域力強化を支援します。



地域ぐるみで健康づくりが
大事ばい

生涯スポーツ・ レクリエーションの推進

基本方針

市体育協会の種目団体や地区体育会等、並びに市体育指導委員協議会などのスポーツ関係団体と連携して、各種大会・教室を開催し、年齢に関わらず市民にスポーツに接する機会を提供していきます。

また、総合型地域スポーツクラブへの運営のための補助を行い、新たな地域での総合型地域スポーツクラブの設立に対して支援していきます。

現状と課題

各地域で総合型地域スポーツクラブに関する研修会等を開催し、平成19年度末に不知火町で「しらぬい総合型クラブ」が設立し、小川町と松橋町で設立準備が進んでいます。しかし、総合型地域スポーツクラブが多くの会員を確保し、運営の安定をいかに図っていくか、設立予定が立っていない地域(三角町と豊野町)でのリーダー発掘と意識向上が課題となっています。

また、市民にスポーツに接する機会を提供するため、各種大会・教室を開催し、一定の参加があり、その効果を得ています。中には、マンネリ化している大会・教室もあるため、宇城市がスポーツを振興するうえでの方向性を明確にし、大会や教室の再検討をすすめる必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
各種大会・教室開催件数	—	—	25件	44件
各種大会・教室参加者数	—	—	16,455人	19,900人
総合型地域スポーツクラブ設立件数	—	1箇所	1箇所	3箇所

今後の取り組み

1 スポーツ振興の方向性の明確化

市民のニーズや市の現状を踏まえた上で、市のスポーツ振興の方向性を示し、実行すべき施策を明確にすることができるよう、スポーツ振興計画を策定します。

主な事業 ・ スポーツ振興計画策定

2 総合型地域スポーツクラブの育成

総合型地域スポーツクラブの運営を安定させるために市から補助を行います。また、新たな地域での総合スポーツクラブの設立に対し、情報提供や事務的支援を行います。

主な事業 ・ 総合型地域スポーツクラブ育成事業

3 各種大会・教室の開催

地元出身の著名なスポーツ選手や指導者によるスポーツ教室の開催や市外からの参加者を得るような大会も開催し、市民のスポーツに対する意識の高揚を図っていきます。

その他、年齢に応じた各種大会・教室を開催し、市民にスポーツに接する機会を提供していきます。

主な事業 ・ スポーツ活動推進事業

まとめ

宇城市

誰でもスポーツに親しみやすい
機会づくりを支援推進します。



スポーツは
健康な暮らし
の基本ばい

スポーツ施設の整備・充実

基本方針

市民だれもが気軽に利用できる、安心安全な施設の提供を目指します。

また、施設の利用拡大を図るため、インターネットを活用した公共施設予約システムの導入・運用を検討していきます。

現状と課題

体育館、プールといった建物を付帯とする体育施設のほとんどが老朽化しており、危険箇所や改修が必要な部分は、その都度修繕で対応しています。なかでもグラウンドのトイレが水洗化されていない箇所が多く、衛生面で住民から水洗化の要望があがってきており、今後少しずつでも改修

していく必要があります。そのためには、指定管理者の導入、経費削減、収入増加の方策を検討することが重要です。

また、生涯学習センターを今後どのように利活用、あるいは廃止するかといったことも検討していく必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
社会体育施設の修繕・改修箇所数	26箇所	29箇所	25箇所	15箇所

今後の取り組み

1 安全・安心な施設の提供

各公民館と連携を密にし、施設の危険箇所の早期把握とともに、早期修繕・改修をすすめます。また、施設に関する市民の要望を把握し、対応策を検討します。

主な事業 ・ スポーツ施設整備事業

2 施設の利用拡大及び有効活用

施設予約の方法を検討するとともに、インターネットを活用したシステムの導入・運用をすすめます。

主な事業 ・ 予約システム導入事業

3 指定管理者導入の推進

不知火温水プールなど導入予定施設への指定管理者の早期導入をすすめるとともに、未導入施設の今後の計画を検討します。

主な事業 ・ 指定管理者導入推進事業

まとめ

宇城市

ハード、ソフトの整備充実で
より効率的な施設活用を推進します。



施設をもっと
使いやすく
するばい

スポーツ指導者の育成と組織強化

基本方針

市民のスポーツに対する意識高揚を図るため、市体育協会の充実を進め、関係スポーツ団体の組織を強化し、指導者の育成を図っていきます。

現状と課題

少子高齢化により、各種スポーツ団体の会員数の減少や高齢化が予想されます。宇城市体育協会では、各支部から各種目協会の支部へ活動助成金を出してきましたが、平成20年度から、市体育協会から市の各種目協会に活動助成金を出すこととなり、種目協会の一本化を図りました。また、市体育協会の規約改正を行い、組織編制等の整備は行いましたが、今後は市の体育協会への関与のあり方を検討する必要があります。

スポーツ指導者の育成に関しては、体育指導委員への研修会等の機会は提供できていますが、その他スポーツ指導者に対し、市から直接的に研修会等の機会を提供することは出来ていません。多種にわたる種目の指導者への講習方法と内容が課題となっています。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
宇城市体育協会の種目協会会員数	—	—	—	7,000人
市が関与する研修への体育指導委員や指導者の参加者数	—	—	105人	150人

今後の取り組み

1 スポーツ振興の方向性の明確化

スポーツ振興計画を策定し、市のスポーツ振興の方向性を明確にすることで、それに応じた指導者の育成を図ります。

（主な事業）・スポーツ振興計画策定

2 市体育協会の充実

市体育協会が行なう施策を明確にし、市が関与する財政支援、人的支援の範囲を決めることで、体育協会の充実を図ります。

（主な事業）・体育協会強化

3 体育指導委員の研修機会の充実

市独自の研修会の開催や関係機関の研修受講により、体育指導委員をはじめとした指導者の資質を高めていきます。

（主な事業）・体育指導委員地域別研修
・関係機関による研修会参加

まとめ

宇城市

指導者育成の施策を明確にし、支援、研修の機会充実を図ります。



スポーツに親しむには先生が必要ばい

memo

第3章 部門基本計画 3

安定した生活・産業のインフラ整備

～活力と魅力あふれる快適社会の形成～



部門基本計画 特性に応じた有効的な 土地利用の推進

基本方針

本市の土地利用形態は、中央部の都市化が進んでいる地域とその周辺における農業地帯に分けることができます。農地・森林地では団地的な保全を図るとともに、住宅地、商業・工業地域の適切な整備により都市化地域の効率的で機能的な土地利用をすすめていきます。

土地の利用にあたっては自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的・社会的・経済的・歴史的及び文化的諸条件に配慮して、土地の計画的かつ均衡ある発展のために策定された「第1次宇城市国土利用計画」に基づき、適切な土地利用を誘導し、地域の実情に合わせた計画的な整備を市民と協働で推進します。また、美しく豊かな自然と共生し、多様な地域資源を適切に保全・活用し、将来にわたって市民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

地籍調査事業については早期完了を目指し、関係権利者の理解と協力を得ながらすすめていきます。

現状と課題

本市の市域の東部・西部は山地や丘陵地が森林となっており、中央の海岸平地や干拓地による平坦地に農用地が広がっています。土地利用の特徴は、農用地・森林などの自然的利用の土地が多いことです。しかし近年は、農用地・森林

におけるモザイク的な開発による土地利用の混在が起きているため、無秩序な開発行為が拡大しないように誘導と規制を行うとともに、市民の理解や協力を得ていくことが不可欠です。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
土地取引の無届	0件	0件	1件	0件
未利用地実態調査	2件	3件	0件	3件



今後の取り組み

1 地域特性に対応した土地利用秩序の形成

「第1次宇城市国土利用計画」で策定された土地利用行政の指針を基に、地域ごとの特色ある土地利用秩序の形成を目指します。

用途地域においては、それぞれの用途に沿った利用を促進するとともに、適正な用途指定により都市機能の維持、居住環境の保護、商工業の振興を図ります。

（主な事業）・用途地域の見直し及び新規設定

2 市民と行政が協働してすすめる魅力ある土地利用

「第1次宇城市国土利用計画」、「宇城農業振興地域整備計画」、「都市計画マスタープラン」などに基づいて、市民との対話を進めながら、協働して無秩序な開発行為が拡大しない土地利用を推進し、魅力あるまちをつくります。

農用地については、「宇城農業振興地域整備計画」に基づき総合的な農業振興を図るため、用途指定を含め優良農地の確保を図ります。

森林については、木材生産だけではなく、国土保全、水源涵養などの公的機能の観点からも保全をすすめます。

（主な事業）・土地月間広報活動 ・遊休土地の利用促進

3 地籍調査事業の推進

地権者に地籍調査の意義等についての周知を行いながら、関係利権者の理解と協力を得ながら地籍調査を進めます。公図（字図）をもとに一筆毎の土地について、境界を確認し測量を行い、地籍図・地籍簿を作成し国の認証を受けて法務局へ送付します。登記終了後は、災害等で土地形状が変わっても復元可能な情報となります。

（主な事業）・地籍調査事業

まとめ

宇城市

協働で計画的で均衡のとれた開発発展を目指します。



計画的な開発で魅力あるまちづくりをするばい

快適で生活の利便性を 確保する道路環境の整備

基本方針

東西を結ぶ幹線道路や都市圏を結ぶ高規格道路の整備を促進し、交通渋滞の解消・緩和を図るとともに、市域を結ぶ幹線道路を計画的に整備し、地域産業の発展や地域交流の促進並びに地域連携の強化を図ります。

また、市民に最も身近な生活道路については、地域の意見を反映させながら、安全で快適な道路を計画的に整備し、交通事故の未然防止に努めます。

現状と課題

本市は、九州の経済大動脈である国道3号と西は天草、東は宮崎県への結末点という地理的条件や、市域や都市圏との公共交通ネットワーク整備の遅れ、JR鹿児島本線が市街地を二分化するなどの原因により、主要道路は混雑し、特に朝夕の通勤通学の時間帯には慢性的な交通渋滞が生じています。

このため、東西及び都市圏と市域を結ぶ幹線道路の整備など、土地利用や現在の渋滞地点と市街地を結ぶネットワーク網の構築が必要となっています。

また、生活道路は、市民の日常生活に最も身近な道路であり、常に適正な維持管理が求められるため、防災面や生活環境面からも計画的な整備が必要となっています。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
道路改良率	57.5%	57.7%	59.3%	70.0%
橋梁整備箇所	0箇所	1箇所	1箇所	20箇所

※橋梁整備箇所の目標値は、平成26年度までの累計です。

今後の取り組み

1 交通渋滞緩和対策の推進

国道、県道等主要道路の改良を促進します。

- 主な事業
- ・国道3号線4車線化事業
 - ・熊本天草幹線道路整備事業
 - ・不知火海サンセットライン（仮称）整備事業
 - ・国道266号線整備事業

2 幹線道路ネットワーク網の整備

3本の国道を軸にした放射環状型の道路網を整備します。
また、旧5町間を結ぶ道路ネットワーク網の整備を促進します。

- 主な事業
- ・塩屋大田尾線事業
 - ・長崎久具線事業
 - ・久具松橋大道線事業
 - ・御船豊福線事業

3 生活基盤道路の整備

計画的に拡幅、舗装、排水機能強化などの改良整備を図ります。既存施設については、パトロール体制を強化し迅速で効率的な維持補修を行います。

（仮称）小川BSスマートインターチェンジのアクセス道路の建設計画を促進します。

- 主な事業
- ・道路新設改良事業
 - ・道路維持管理事業
 - ・スマートIC整備事業

4 ひとにやさしい道路環境の整備

歩道や自転車道の段差解消などバリアフリー化に努め、高齢者や障害者も歩きやすい環境づくりを推進します。

- 主な事業
- ・道路新設改良事業
 - ・道路維持管理事業

5 橋梁維持管理の充実

橋梁の破損による事故防止を図るため、点検・管理を強化するとともに、老朽化に対処するための計画的な維持管理を行います。

- 主な事業
- ・橋梁長寿命化修繕計画の策定
 - ・橋梁維持管理事業

まとめ

宇城市

高規格道路整備と既存施設の維持補修を推進します。



道路の善し悪しで
くらしも
かわるばい

快適な市街地環境の整備

基本方針

駅を中心とした往年の市街地の再開発や新規市街地の開発を行います。開発に当たっては、農地、山林、海等の自然環境との共生を念頭に置き、住居、商業、工業の混在を招くスプロール(都市の無秩序な拡大)を抑制し、それぞれの計画的な発展を図る土地利用を目指します。

また、交通施策、商業の活性化、工業振興、農業振興、災害対策、文化振興など市街地環境の整備のための施策が多岐にわたるため、各施策間の連携を図り、一方だけに偏らない総合的な施策展開を行います。

現状と課題

市街地やその周辺部を中心に、民間業者によるミニ開発や個人による住宅建設が増加しています。このことは、市外からの通過交通の増加と相まって幹線道路の恒常的渋滞や従来の狭隘道路の通行障害要因の一つになる可能性があります。更に、住居に近接する農地等への大型店舗の進出も懸念され、住居、店舗、工場、農地等が市街地に混在する事態になることが予想されます。

この事態を未然に防ぎ、快適で秩序ある市街地環境の形成を図るため、市街地やその周辺部の用途地域の見直し及び新たな設定を行い、住居、商業、工業などの住み分けを行う土地利用方針の明確化を図る必要があります。また、恒常的な交通渋滞を解消するために都市計画道路の整備を推進する必要があります。

指標

指標名		実績値			目標値
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
都市計画に関する 基礎調査の実施 (基礎調査実施面積)	都市計画区域	3,402ha	-	-	3,402ha
	都市計画区域外	2,355ha	-	-	2,318ha
都市計画施設の 整備	都市計画道路 (9路線)	L=18.78km	L=18.78km	L=18.78km	L=19.52km
	都市計画公園 (6公園)	18.1ha	18.1ha	18.1ha	18.1ha
	都市計画下水道 (累計)	727.3ha	741.1ha	779.4ha	963.2ha

今後の取り組み

1 土地利用に関する現況把握

市街地やその周辺部の住宅建築、商店・工場の立地状況などの現況把握及び今後の土地利用に関する各種需要の把握を行います。

主な事業 ・都市計画に関する基礎調査の実施（平成23年度）

2 都市計画施設整備の推進

現在、未着工になっている都市計画道路の早期着工を推進すると共に、恒常的交通渋滞となっている幹線道路について、渋滞緩和に向けた新たな都市計画道路の検討を行います。

主な事業 ・都市計画道路港町・上の原線の延伸 L=740m

3 市民の意向を踏まえた用途地域見直し

計画的な土地利用の礎となる用途地域の見直しに当り、宇城市都市計画審議会への諮問はもとより、シンポジウムやワークショップを開催し、地域住民、企業、農業者等の各方面からの視点や意向を踏まえた土地利用の用途見直しを行います。

主な事業 ・用途地域見直しに係る説明会、公聴会の開催

まとめ

宇城市

多岐にわたる施策連携で
総合的、計画的な開発を図ります。



市民の意向を
ふまえた計画を
推進するばい

公園などの整備と 緑化の推進

基本方針

子どもから高齢者まで年齢に関わらず、安心してくつろげる場所となるよう、地域の実情を勘案し、計画的に公園・広場整備するとともに、市民と協力しながら管理をすすめます。

公園・広場は、市民の憩いの場になるほかに災害時の避難場所としての防災機能も有していることから、安全で快適な公園整備を進めます。

公園・広場の維持管理については、外部委託による管理体制の充実や、市民との協働による公園管理など公園管理の充実を図るとともに、公園・広場を大切にする市民意識の啓発を推進します。

現状と課題

現在、9箇所の都市公園と52箇所の市立公園があり、市民の貴重な憩いの場として利用されています。その多くは、シルバー人材センター、民間企業及び行政区によって管理されています。また、誉ヶ丘公園に関しては、遊歩道の整備や駐車場の建設を計画的に進めています。

今後は、少子化、高齢化の益々の進行を受けて、時間にゆとりのある高齢者や乳幼児のいる家庭の公園の利用の増加が予想されることから、市民と協力してこれまで以上に公園の安全性に配慮した維持管理をすすめる必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
市立公園数	52 箇所	52 箇所	52 箇所	54 箇所
都市公園数	9 箇所	9 箇所	9 箇所	9 箇所
公園パトロール回数(各公園)	1 回	1 回	1 回	2 回

今後の取り組み

1 公園パトロールの実施

公園の維持管理については、外部委託による管理体制の充実や市民との協働による公園管理の充実を図ります。4名の緊急雇用職員による公園管理・パトロールを実施します。

（主な事業） ・ 定期的なパトロール
・ 夏季等の除草作業

2 公園の整備

市内の公園整備を実施します。まず、老朽化、故障に伴う公園施設、遊具等の整備を行います。更に、誉ヶ丘公園遊歩道整備を計画的に実施します。

（主な事業） ・ 誉ヶ丘公園遊歩道整備事業

3 公園の利用促進

いまだ居住場所の周辺の公園しか知らない市民も多いと考えられるため、市民への情報提供として市内の様々な公園の場所や特徴についてのパンフレットやマップを作成し、市民に配布します。

（主な事業） ・ 公園の場所や特徴についてのパンフレットやマップを作成

4 防災公園・広場の整備

災害時における一時避難場所として、防災機能を有する公園・広場の整備をすすめます。

まとめ

宇城市

より充実した公園整備、維持管理と有効な利用促進を図ります。



快適な住環境の整備

基本方針

用途地域の見直し及び新たな設定並びに都市施設の整備等を行うことにより、住居・商業・工業等の秩序ある整備、発展を誘導し、恒常的交通渋滞の改善や公園などのゆとり空間の確保を図り快適な住環境をつくります。密集市街地では細街路の解消を図り、通学、通勤、通院、買い物及び緊急時の避難や緊急車輛の通行等、生活上の安全性の向上を目指すと共に、ユニバーサルデザインの普及を推奨し、幼児から高齢者、身体に障がいを持つ人々にやさしく景観に配慮したまちづくりを目指します。

現状と課題

幹線道路が市街地を東西に横断し、南北に縦断しているため通過交通を含めた恒常的な交通渋滞が発生しています。また、旧来の住宅地域に民間業者による住宅地のミニ開発が混在化し、従来の狭隘道路も交通量が増えています。生活上の安全性や緊急時における安全な避難路、避難場所を確保するために狭隘道路の解消や公園整備を行う必要があります。このためには、用途地域の見直しや新規設定による

住居、商業、工業、農業などの土地利用方針を整理するとともに都市計画道路などの都市計画施設の整備が必要となります。

また、民間を含めたユニバーサルデザインによる構造物の推奨と車などの移動手段を持たない人が中心市街地に容易に移動できる交通手段の確保を行う必要があります。

指標

指標名		実績値			目標値
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
都市計画法に基づく用途地域の見直し（用途地域面積）		471.1ha	471.1ha	471.1ha	939.9h
狭隘道路の解消（市道改修率）		57.5%	57.7%	59.3%	70.0%
用途地域見直しに係る説明会、公聴会、ワークショップの開催	説明会開催	—	—	2回	2回
	公聴会開催	—	—	—	5回
	ワークショップ開催	—	—	5回	—

今後の取り組み

1 都市計画法に基づく用途地域の見直し

用途地域の見直し及び新たな設定並びに都市施設の整備等を行うことにより、住居・商業・工業等の秩序ある整備、発展を誘導し、恒常的交通渋滞の改善や公園などのゆとりの空間の確保を図ります。また、密集市街地の細街路の解消を図り、通学、通勤、通院、買い物等や緊急車輛の通行等、生活上の安全性や利便性の向上を目指します。

（主な事業） ・ 既存用途地域の見直し及び新規設定

2 狭隘道路の解消

密集市街地内の細街路の解消を図り、通学、通勤、通院、買い物及び緊急時の避難や緊急車輛の通行等、生活上の安全性の向上を目指します。

（主な事業） ・ 市道の拡幅などの改修を行う

3 まちづくりへの市民意識の反映

用途地域見直しや都市計画施設整備において、会社等への勤務者や商業者、農業者などの各職種、また高齢者や子育て世代などの各年代の市民、更に企業や福祉関連団体など宇城市に係わりを持つ幅広い分野の方々の意識や意向を汲み取り、反映するためにシンポジウムやワークショップを開催します。

（主な事業） ・ 用途地域見直し、都市計画施設整備に係る説明会、公聴会の開催

まとめ

宇城市

快適に安全に暮らせるユニバーサルデザインな住環境整備を推奨します。



みんなが使いやすい 公共交通の整備

基本方針

地域の実情に合わせた利用しやすく効率的な公共交通機関の運行を図るとともに、新たな交通需要に対応した公共交通網の整備を進めていきます。また、交通弱者が安全に自由に移動できる環境の形成やまちなみを形成する空間づくりに向けて、利用環境を含めた幅広い視点から交通体系をとらえ、総合的な整備を推進していきます。

現状と課題

鉄道や路線バスなどの公共交通は、特に、車を運転できない子どもや障害者、高齢者などの交通弱者にとって欠くことのできない移動手段として重要です。しかし、路線バスは利用者が年々減少してきており、バス事業者の努力だけでは路線が維持できないため、赤字路線に対し補助を行い路

線を維持していますが、年々補助金額が増加していることから、公共交通網の見直しが必要です。また、本市においては、JR駅やバスターミナル周辺における駐車場が不足しており、公共交通機関の結節機能も十分とは言えない状況のため、早急に交通基盤・結節機能の強化が必要です。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
地方バス運行等特別対策補助金 補助対象系統数	29 系統	30 系統	29 系統	15 系統

今後の取り組み

1 松橋駅周辺の整備

宇城市の玄関口の1つとして松橋駅周辺の機能を高めるため、東西の駅前広場整備や自由通路等を整備し、安全性や利便性等を改善していきます。

主な事業 ・東西駅前広場整備 ・自由通路整備 ・駅西口線の整備

2 公共交通網の整備

市民、とくに交通弱者が移動しやすいような公共交通網を整備していきます。路線バスについては、地域に密着した交通手段であるため、今後も運行の維持・効率化を図るとともに、実情に応じてコミュニティバスや乗合タクシーなど導入します。また、現在運休中の三角島原フェリーの運航再開に向けて努力します。

主な事業 ・乗合タクシー事業 ・地方バス運行等補助事業

3 公共交通の利用促進

公共交通機関は、車を運転できない交通弱者にとって不可欠の交通手段であるとともに環境への負荷も少ないため、利用者のニーズを把握し、関係機関と連携しサービスや路線網の充実に努めます。また、充実していくサービスや路線網の周知に努め一層の利用促進を図ります。

主な事業 ・公共交通活性化総合プログラム事業 ・宇城市地域公共交通会議

まとめ

宇城市

効率的で需要にあった公共交通網と利用環境整備で利用促進を図ります。



行政・地域情報 サービスの充実

基本方針

市民がインターネットを介して時間や場所に制約されずに各種の申請や手続を行うことができるよう、より使いやすいサービスを提供します。また、地上デジタル化の推進によって、市民誰もが必要な情報を必要なときに得ることができる環境づくりを目指します。

ICT機器の効率的な活用による校務時間の減少を図り、教職員が子どもと向き合う時間を今以上に確保することで、学力の向上を含めた教育の質の向上を図ります。

現状と課題

行政情報化の推進については、インターネットを介して時間や場所に制約されずに812種の申請や手続が行えるサービスを県及び県下市町村と共同で実施しています。申請件数が少ないため、利便性を高める方策を検討します。

地域情報化の推進については、地デジ移行に伴い、国の補助事業を活用して平成20年度4施設(実績)、平成21年度3施設の共同受信施設の改修を予定しています。これにより、アナログ難視地域への地デジ受信対策は概ね推進できている

といえますが、地デジ移行により、新たに9箇所の難視地区が生じる見込みです。2011年の完全移行までに、難視解消のための支援をすすめることが今後の課題です。

また、学校の課題の一つとして、教員の校務事務の多忙化により、児童生徒と向き合う時間や教材研究などの教務に充てる時間が不足していることがあげられます。ICT機器の活用による校務の軽減、効率化をすすめることが重要です。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
電子申請件数	—	—	198 件	10,000 件
デジタル難視地区の解消率	—	—	—	100%
教職員パソコンの整備率	30%	30%	37%	100%

今後の取り組み

1 電子申請の推進

利用者の視点から電子申請の利便性をより高めるための検討をすすめるとともに、広報、ホームページを介して、電子申請の周知に取り組みます。

（主な事業）・電子自治体推進事業

4 情報教育環境の整備

学校において、教職員等が ICT を活用したいときにストレスなく活用することができる環境を整備します。

（主な事業）・学校 ICT 環境整備事業

2 辺地共聴施設の整備

地デジ移行に伴い生じる、新たな難視地区について、説明会を開催し、共聴組合設立から共聴新設までの支援を行います。

（主な事業）・電波遮へい対策費等事業

3 地デジ移行についての広報・周知

広報誌、ホームページなどを利用して、各種制度（辺地共聴施設整備事業、デジタル受信相談対策事業、受信機器購入等対策事業など）の広報、周知に取り組みます。

（主な事業）・電波遮へい対策費等事業

まとめ

宇城市

デジタル技術の有効利用と地デジ移行の制度周知を推進します。



行政、教育、家庭でもデジタル技術が不可欠

市営住宅基盤の整備

基本方針

今後さらに少子・高齢化が進むなか、宇城市においても市民が安心して暮らせる安全で質の高い住宅を整備するため、今後は民間資本活用も考慮しながら、新規住宅建設や建替え時においては、ユニバーサルデザインに配慮した住宅基盤整備、入居者の高齢化対策として、バリアフリー化も視野にいれた住宅建設を目指します。

現状と課題

本市においては、地理的条件や今後展開される生活基盤整備などにより、住宅需要はますます高まることが予想されるため、今後は更なる住宅基盤整備に努める必要があります。

また、市営住宅においては、管理戸数の約88%が耐用年数を超え、狭小で老朽化により、屋根の補強工事や外壁塗装などの修繕工事等多額の維持補修経費を要しています。

しかし一方で、今後の市の財政状況や景気後退などにより、住宅の新規建設等については非常に厳しい状況が予想されます。

今後は、経費を抑制するため、民間の資本を活用することも検討しながら、計画的に質の高い住宅供給を図り、依然として高い入居ニーズに対応していく必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
市営住宅の建設及び建替え事業数	—	1団地	—	9団地

今後の取り組み

1 住宅計画の策定

「宇城市住宅マスタープラン」を策定し、その指針に基づき計画的で魅力あるまちづくりに取り組んでいきます。

（主な事業）・宇城市営住宅マスタープラン作成事業

2 計画的な市営住宅の建設

市営住宅の建て替えにあたっては、「地域住宅計画」を策定し、計画的に取り組んでいきます。新規建設や建替時には、ユニバーサルデザインに配慮します。

また、民間資本も活用し、まちづくりと連携した住宅施策（子育て支援住宅等）を推進します。

（主な事業）・住宅建替事業 ・市営住宅ストック総合改善事業

まとめ

宇城市

少子高齢化にあわせたユニバーサルデザイン、バリアフリー化を目指します。



住み良い家づくり
が快適な暮らし
の基本ばい

安定した水供給と 上水道の整備

基本方針

簡易水道事業統合計画を含む宇城市水道事業基本計画を策定し、都市基盤としてのインフラ整備を推進するとともに、健全経営を図り、安全で安定した水供給を目指します。

現状と課題

平成19年度に着手した三角町大田尾・小田良地区水道拡張事業が、平成21年度末をもって完了します。今後は老朽化した施設の改築更新や統廃合による施設の効率化をすすめ

るとともに、事業コストの縮減及び水道料金の適正化(料金統一を含む)等による経営の健全化を図ることが必要です。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
宇城市水道事業基本計画の策定	—	—	—	計画策定の完了
水道施設の統廃合 および改築更新の実施	—	—	—	計画策定の完了 および事業の一部着手
水道事業累積欠損金比率の低減	55.5%	50.4%	45.9%	17.8%

今後の取り組み

1 宇城市水道事業基本計画の策定

簡易水道事業統合計画を含む宇城市水道事業基本計画を策定し、水道施設の効率化を図ります。

主な事業 ・ 事業認可変更申請 ・ 宇城市水道事業基本計画の策定

2 水道施設の統廃合および改築更新

施設の統廃合および老朽施設の改築更新事業を実施し、水道事業経営の健全化を図ります。

主な事業 ・ 施設統合事業 ・ 施設改築更新事業

3 水道事業累積欠損金比率の低減

宇城市行財政改革に基づく職員数の適正化による人件費の削減を行うとともに、経営の効率化や料金改定を行い、繰越欠損金の解消を図ります。

主な事業 ・ 宇城市行財政改革 ・ 財政健全化計画

まとめ

宇城市

上水道のインフラ整備と健全経営で
安全な水の安定供給を進めます。



水は命の源
だから大切に
するばい

総合的な 下水道環境の整備

基本方針

公共用水域の水質保全と市民生活や公衆衛生の向上を図るとともに、快適な環境維持を目指すため、公共下水道計画区域における事業推進を図りながら、必要に応じて処理区域や整備方法の見直しを図ります。また、下水道事業で発生する汚泥の処分については、経済的な処分方法を模索しコスト縮減に努めます。公共下水道計画区域外においては、農業・漁業集落排水事業や、合併浄化槽による最適な整備を目指します。

現状と課題

処理区域及び整備方法の見直しを行い、既計画にとられない最適な整備方法を検討する必要があります。また、増加する発生汚泥については現在、建設資材へ再利用していますが、コストも増加しており、今後、経済的な処分方法を模索する必要があります。

施設の有効利用のため、下水道未接続家庭に対し、接続促進を図り水洗化率を向上させる必要があります。

老朽化している施設については、計画的に改築更新を図っていく必要があります。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
水洗化率	71.1%	71.6%	72.7%	80.0%
下水道整備率	55.3%	56.8%	59.8%	75.3%

今後の取り組み

1 水洗化率の向上

未接続家庭に戸別訪問やチラシを配布し接続促進に取り組めます。

私道内工事の進め方について周知を行います。

- 主な事業
- ・生活扶助世帯排水設備工事費助成制度の周知
 - ・水洗便所改造工事費等助成制度の周知
 - ・私道公共下水道設置基準の周知
 - ・私道農業集落排水施設設置基準の周知

4 合併浄化槽の普及促進

下水道等未整備地区において、合併浄化槽の普及促進を図ります。

- 主な事業
- ・浄化槽設置整備事業補助事業

2 汚泥処分のコスト削減

下水道事業で発生する汚泥の再利用を促進するとともに、他の経済的な処分方法を模索します。

- 主な事業
- ・建設マテリアル事業

3 老朽化施設の計画的な改築更新

老朽化している施設の計画的な改築更新を図ります。

- 主な事業
- ・改築更新事業

まとめ

宇城市

施設の最適整備と水洗化率向上で
水質保全と公衆衛生向上を図ります。



より衛生的な
暮らしにはコスト
削減が課題ばい

農業担い手の確保と育成

基本方針

担い手(認定農業者)の育成と支援を行うとともに、新規就農者への支援を行い、さらに、担い手に対して、農地の利用集積を図ります。また、担い手を支援することにより、地域住民と一体となった耕作放棄地の点検と担い手による復旧解消を目指し農地の有効利用を図ります。

現状と課題

本市は、半島地域や平坦地域・中山間地域といった変化に富んだ自然条件を活かし、多様な農業生産を展開しています。野菜、花きなどの施設園芸から、果樹、米、畜産など多品目を生産しています。

しかし、近年の農産物の輸入等に伴う価格の低迷や、担い手・後継者の不足により農業従事者が減少傾向にあります。

これらの要因により、優良な農地が耕作放棄地化しています。このことから、農家の経営規模の拡大を支援し、農地の流動化による有効活用を図る必要があります。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
認定農業者数（担い手の確保）	867 人	874 人	887 人	850 人
担い手への農地の利用集積面積	—	2.357ha	2.446ha	2.600ha
耕作放棄地面積 （耕作放棄地の解消後）	—	451ha	465ha	430ha

今後の取り組み

1 担い手（認定農業者）の育成と支援

宇城市農業振興計画に基づき、新規学卒就農者やUターン・Iターン等の新規就農者を含めた、担い手の確保育成を図ります。また、認定農業者の農業経営改善計画（更新）時においては、作成支援を行い、認定農業者数の確保・拡大を図ります。

- 主な事業
- ・JA インターン事業
 - ・農業経営改善計画書の作成支援

2 新規就農者への支援

団塊世代の退職等により、農への関心が高い方への就農支援を行います。具体的には、農地や機械、住居、資金、販売先等の問題を、県・JA等の関係機関により総合的に支援する体制を整備します。

- 主な事業
- ・新規就農者支援窓口の設置
 - ・宇城地方就農支援連携会議の開催

3 担い手への農地の利用集積

農業委員会やJA（農地保有合理化法人）との連携により、貸し手と借り手を掘り起こし、担い手への農地の利用集積を図り団地化を促進します。

- 主な事業
- ・面的集積の支援

4 耕作放棄地の解消

年々、増加傾向にある耕作放棄地を復旧解消するためには、地域一体となって所有者と連携し、担い手による営農再開を目指すことが条件となるため、補助事業を活用した優良農地（耕作放棄地）の復旧確保を図ります。また、中山間地域等においては国・県の直接払制度を活用し、中山間地域等が本来担うべき農地の多面的機能の保全や景観の維持等を図りながら、耕作放棄地防止を目指します。

- 主な事業
- ・国による耕作放棄地再生利用緊急対策
 - ・熊本県による耕作放棄地解消緊急対策
 - ・中山間地域等に対する直接支払交付金

まとめ

宇城市

農家経営規模拡大、担い手確保育成を支援し農地有効利用を図ります。



農地活用には
農業の活性化が
不可欠

安全・安心な 農作物づくりの推進

基本方針

食の安全を図るとともに、「地産地消」を促進します。そのために、女性や高齢農業者の育成や、農産物の販売ルートの拡大やブランド化の促進を図ります。また、より多くの方々に農業体験をしていただくことによって、農業への理解を高めるように推進します。

現状と課題

近年、汚染米や産地偽装の発覚から、消費者の「健康や食の安全」に対する意識の高まり、国産農産物への関心が向けられています。生産者は、ポジティブリスト制度（食品衛生法：食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物について、一定量以上の農薬等が残留する食品の販売を禁止する制度）やトレーサビリティ（生産流通履歴情報システム：食品等の生産や流通に関する履歴情報を追跡・遡及できる方式）を遵守し、有機・減農薬・減化学肥料により生産者の顔が見える「安全・安心な農作物づくり」に取り組んでいるところです。

また 地元で生産された農産物を地元で消費する「地産地消」の取組みも物産館や直売所などで行われ、女性や高齢農業者が中心に積極的に取り組んでいます。

そこで、多様化する消費者ニーズに応えるため、新品種の導入、他チャンネル化する販売ルートの拡大、農商工が連携して、農産物加工開発による6次産業の推進、法人化に向けた起業家への支援が必要となっています。また、食料需給率向上のため、市場調査やイベントなどにより生産者と消費者の交流促進や、将来を担う子どもたちへ農業体験等を通じた「食農教育」の取組みも重要となっています。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
エコファーマー（推進）の取組人数	451人	458人	651人	800人
ふれあい農園の利用集積数 （利用区画数）	83人	78人	85人	100人
（松橋）	21人	20人	19人	29人
（不知火）	17人	15人	21人	26人
（豊野）	45人	43人	45人	45人

今後の取り組み

1 食の安全と「地産地消」の促進

消費者の食品に関する安全志向の高まりの中、環境保全型農業の指針を策定し持続性の高い農業推進と、安全安心な農産物の生産・供給を図ります。

また、JA 熊本宇城と連携し、ポジティブリスト制度やトレーサビリティシステム（生産者の生産履歴情報のデータベース化）の構築により、生産者の顔が見える完全安心な農作物づくりに取り組みます。

- 主な事業
- ・安心安全くまもと畳表トレーサビリティ緊急確立事業
 - ・病害虫防除対策事業
 - ・戸別所得補償制度

2 女性・高齢農業者の育成

家族経営協定の締結等、女性の農業経営参画への推進や、地域営農組織のまとめ役、各種協議会や審議会の委員への登用を推進します。

また高齢農業者が培ってきた豊富な経験や技術を、新規就農者や担い手等へ継承する次世代交流に取組みます。

- 主な事業
- ・各協議会への女性参画
 - ・農協婦人部育成事業
 - ・農協青壮年部育成事業

3 販売ルートの拡大及びブランド化の促進

平成 22 年 4 月末にオープンする道の駅うき（農林水産物直売交流施設）を核に、豊野町のアグリパーク・不知火町の道の駅・三角町のラ・ガールが連携し、地産地消の定着に取組みます。また、宇城市農業振興計画に基づき、オリジナル品種の開発や農商工連携による加工商品の開発、6 次産業の推進を図り、産地ブランドの確立にさらに取り組んでいきます。

- 主な事業
- ・各種生産部会育成事業
 - ・新作物栽培導入定着事業
 - ・農商工連携による加工商品の研究開発

4 農業体験による農業への理解促進

都市や地域住民に対して、農業の理解促進を図るため、イベント開催などによる都市と農村の交流促進、ふれあい農園の提供により土と親しむ機会を創出していきます。また、児童・小中学生へ「食農」目的での、農業体験や料理教室等の推進を図ります。

- 主な事業
- ・農業体験・食農料理教育等
 - ・農村女性グループ育成事業
 - ・ふれあい農園

まとめ

宇城市

安全・安心な農作物づくりとブランド確立、食農教育で地産地消を目指します。



おいしい農産物はまちの大きな魅力ばい

農業振興に向けた 基盤の整備

基本方針

平坦水田地域・半島地域・中山間地域等異なる地形条件に起因する農業の諸問題に対して、現状を把握し、地域の特性に合った対策を検討しながら、生産基盤の整備を進めていきます。

現状と課題

団体営事業(市発注・施行)として、郡浦地区(三角)において、基盤整備促進事業を行っています。また、県営事業(熊本県発注・施行)として、豊川地区(松橋)、大口地区(三角)、塩屋浦地区(不知火)、和鹿島地区(小川)の海岸保全事業、郡浦2期地区、戸馳2期地区、三角地区(三角)、不知火中腹3期地区(不知火)の農道整備事業、片島地区(三角)の排水対策特別事業、豊川南部地区(松橋)の基盤整備事業、北新田地区

(小川)の湛水防除事業等に着手し、継続実施中です。

また、上記の国庫補助事業に該当しない小規模の農業用施設整備については、県の補助事業や市単独事業により、地元の要望に沿って取り組んできましたが、依然として、農家の経営状況は厳しく、経営安定のための対策が望まれます。さらに、オレンジロード整備については、用地買収が進んでいません。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
市単独用排水整備工事実施件数	23 件	20 件	20 件	25 件
市単独用農道整備工事実施件数	2 件	4 件	5 件	5 件
オレンジロード進捗率	39.8%	41.8%	43.6%	54.5%

今後の取り組み

1 農地排水対策（新規）

沿岸部の低平地（旧干拓地）において、降雨時の冠水被害から農地・農作物を守るため、老朽化した排水機場を更新することにより、施設の充実を図ります。

- 主な事業
- ・亀松地区湛水防除施設の改修
 - ・豊川北部地区湛水防除施設の改修

2 農地排水対策

県営事業により現在施工中であり、国県に対し、早期完成のため引き続き要望を行います（継続実施中）。

- 主な事業
- ・北新田地区湛水防除施設の改修
 - ・片島地区排水対策

3 農業用水対策

浅川ゴム堰は、老朽化による空気漏れ等の機能障害が頻繁に発生するようになり、修繕費も増大し、維持管理に苦慮しています。当該取水堰は、現在整備を進めている豊川南部地区の主水源であり、事業効果を最大限に発揮するためにも、農業用水の安定確保が絶対条件となります。

もともと豊富で清浄な水に恵まれない不知火海沿岸の旧干拓地帯の農業用水問題については、熊本県と連携しながら、余剰水・雨水の利用、また、水質浄化装置の設置等の事業を検討していきます。

- 主な事業
- ・浅川地区（ゴム堰）の改修
 - ・県による調査等

4 農業基盤の整備

事業実施中の豊川南部地区については、営農促進計画の見直し等、利用集積の目標を達成します。新規要望地区については、事業採択に向けて、地元協議を進めていきます。

- 主な事業
- ・豊川南部地区の基盤の整備
 - ・大口地区や出村地区の基盤整備の地元協議

5 オレンジロードの整備

不知火～三角の中山間地を結ぶ県営農免農道事業であり、熊本県と協議を重ねながら、用地買収等を進めていきます。

- 主な事業
- ・不知火中腹 3,4 期地区
 - ・郡浦 2,3 期地区
 - ・大岳地区、中村地区

まとめ

宇城市

排水、用水など農業基盤充実で農業振興を図ります。



農業基盤の整備が農業の未来を創るばい

林業振興に向けた環境整備 と森林保全などの基盤強化

基本方針

宇城市森林整備計画の策定を通じて、計画的かつ適正な森林整備の推進を図るため、林道網の整備などを通じて生産基盤の強化を図るとともに、林業の担い手・後継者の確保・育成を促進します。また、森林の持つ国土保全、水源涵養、地球温暖化防止等の多面的な公益的機能を維持するために、持続可能な森林整備を進めていきます。

現状と課題

近年、林業の採算性悪化・林業従事者の高齢化等により林業を取り巻く環境は非常に厳しい状況になっており、森林の有する多面的な公益的機能の発揮に支障をきたしかねない状況になっています。また、中山間地域の高齢化・過疎化に伴う『限界集落』の増加が懸念されます。

今後、林業振興を図るためには、林業の採算性を向上させるために、生産基盤の強化と林業の担い手・後継者の確保・育成を図る必要があります。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
活動森林面積	141ha	141ha	152ha	160ha
林業就業者数	4名	4名	4名	4名

今後の取り組み

1 森林の保全・育成の促進

間伐や保育などによる人工林の適切な整備を図り、公益的機能を有する森林の整備に努めます。

主な事業 ・ 森林整備の地域活動を支援するための交付金

2 森林意識の高揚

市民が森林に対して関心を持ち、森林の有する公益的機能と森林の整備・管理の大切さ、大変さを理解することは、森林を保全・育成するために欠かせないことから、市民の森林に対する認識を深めるため、啓発活動等を推進します。

主な事業 ・ 緑の募金運動 ・ 緑化の推進

3 林業施設の維持管理

現有施設の機能を十分発揮させるため、維持管理に努めます。

主な事業 ・ 林道の維持管理 ・ 林業関係団体への負担金支払い

まとめ

宇城市

持続可能な森林整備と
林業担い手確保育成を促進します。



森林は
地球の大切な
宝ばい

漁場の環境整備と 「つくり育てる」漁業の推進

基本方針

毎年、漁協が行う稚貝稚魚放流事業への補助や平成22年度より県営事業で漁場再生(作渚、覆砂)などの漁場整備を行うことによって、アサリ、エビ等の漁獲量を高め、安定した漁業経営を確保することで漁業従事者の減少を食い止めます。また、地産地消をすすめることで市民に新鮮な魚介類を提供します。

現状と課題

近年八代海沿岸では、一部の地域を除いてアサリの漁獲高が減少傾向にあり、またその他の魚介類においても同様な傾向がみられ、漁業者の安定した漁業経営を阻害し漁業者の減少傾向が続いています。

この現状の解決策として稚魚稚貝の放流を行っています。5年後10年後にその成果が判るようなものであり、即座に達成状況の確認を行うことが難しいものです。そのため、漁獲量の増加に貢献できるまでに、環境や状況の変化に

よって、放流などの方策を継続的に実施できない可能性があります。

全ての漁港において泊地・航路が土砂の堆積で出入港が困難な状況が見られ、就業時間の制約が出てしまうこととなります。また、浚渫土砂の処分問題など課題は多く残されていますが、今後は、定期的な浚渫や土砂の流入防止対策等を行い、経営の安定化を図る必要があります。

指標

指標名		実績値			目標値
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
稚魚稚貝放流事業	アサリ	53トン	30トン	15トン	20トン
	車エビ	106万匹	100万匹	100万匹	150万匹
	ヨシエビ	130万匹	120万匹	110万匹	200万匹
	シジミ	1トン	1トン	1トン	5トン
漁獲量	アサリ	152トン	146トン	145トン	200トン
	エビ類	16トン	14トン	9トン	20トン
	シジミ	10トン	10トン	13トン	20トン

今後の取り組み

1 稚魚稚貝の放流

漁獲量の増加を図るために、三角漁協、松合漁協、松橋小川漁協へ放流に関する補助を行い、稚魚稚貝の放流を推進します。

主な事業 ・ 稚魚稚貝の放流

2 漁場の再生

稚魚稚貝放流事業の事業成果を高めるために、三角地区並び松合地区の漁場再生を促進します。

主な事業 ・ 覆砂、作渚の促進

3 漁港施設の整備（浚渫）

浚渫土砂の処分地の確保を行い、各漁港の泊地・航路の浚渫をすることにより、漁業者の就業時間の確保及び経営の安定化を促進します。

主な事業 ・ 漁港浚渫事業

まとめ

宇城市

漁港整備と稚魚稚貝放流で漁場を再生し
漁業の安定と豊富な食材供給を図ります。



部門基本計画 商工業の振興

基本方針

地域の活力を向上させていくために、地域性に即した商工業の振興に向け、商工会との連携のもと、事業所への支援や内発的な産業開発への取り組みを進めます。

現状と課題

車社会の一層の進展や大型店の進出等を背景に、全国的に既存商店街の衰退が進み、その活性化が大きな課題となっています。

平成19年の商業統計調査によると、本市の小売業の事業所数は694事業所、従業者数は3,909人、年間販売額は約527億円となっています。本市の商業は、昔からの商店街を中心として形成されていますが、大型店への購買力の流出に加え、経営者の高齢化や後継者不足が進み、空き店舗が目立つなど、取り巻く環境は一層厳しさを増しています。このため、商工会と連携を図り、近代的・魅力的な商業活動の促進に向けた取り組みを進めていく必要があります。

また、工業の振興は、地域活力の向上や雇用の場の確保につながるものとして、まちづくりにとって重要な位置を占めています。

平成20年の工業統計調査によると、本市の製造業の事業所数は105事業所、従業者数は5,294人、製造品出荷額は1,249億円となっています。中小企業を取り巻く環境がさらに厳しさを増す中、既存企業の維持・充実や内発的な産業開発に向けた取り組みが求められています。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
小売業の事業所数 (商業統計調査より3年に1回)	778 箇所	694 箇所	—	700 箇所
事業所数(従業員4人以上) (工業統計調査より)	106 箇所	110 箇所	105 箇所	110 箇所

今後の取り組み

1 商業・サービス拠点の活性化

商工会や商店街などと協力して既成商業地等の活性化を促進します。

ユニークな発想による取り組みも視野に入れながら、市内統一のポイントカード導入など商工会独自の取り組みに対して、地域に根ざした魅力ある商店街づくりを支援します。

主な事業 ・ 商工振興補助金

2 商工業・サービス業への支援の充実

商工業の経営の安定と近代化を図るため、各種融資制度の利用を促進します。店舗や経営内容の改善を促すため、市商工会が行う指導事業などを支援します。

商工会・商店街組織の共同の取組による空き店舗対策やイベントなどの集客事業の展開を支援します。

主な事業 ・ 空き店舗対策補助金 ・ セーフティネット

3 観光・農業等との連携

観光や農業と連携した新たな特産品の開発と PR を促進します。

集客イベントにおける特産品の共同販売など、積極的な販売・流通活動を促進します。

主な事業 ・ 物産振興イベント開催

まとめ

宇城市

商工業振興支援で既存企業の維持充実と新たな販売流通を活性化します。



商工充実で
もっと元気な
まちづくりばい

地場産業の振興と 企業育成

基本方針

地域に根差した(商)工業を振興させるため、地元既存企業や地場産業を中心とする中小企業に対して、経営体質の強化支援を関係機関との連携のもとに図ります。ビジネスチャンス拡大による地場産業の活性化のために、企業等の情報の発信やあらゆる情報の提供を行います。

公共職業安定所や学校など関係機関との連携をとり、地元就業を促進し、人材育成事業に努めます。

現状と課題

本市の工業は、長引く経済不況の中、それに伴うリストラはあったものの、広域的な交通条件に恵まれていることから、他の地域でみられるような工場閉鎖は多くはありませんでした。

このような中、今後も地元既存企業や地場産業の体質強化、新たな産業の創出・育成を図り、競争力のある産業づくりを進めていく必要があります。交通や人材などの恵まれ

た条件を生かし、助成制度や融資制度を活用し、企業支援に努めるとともに、各研修会の開催等を通じ、企業に求められる人材育成に努めます。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
事業者数	113 社	113 社	110 社	115 社
従業者数	5,285 人	5,339 人	5,487 人	5,500 人
製造品出荷額	10,736,587 万円	11,308,988 万円	11,886,430 万円	12,500,000 万円

今後の取り組み

1 中小企業の経営基盤の強化

熊本県産業支援センターやジェトロなど関連団体との連携により、助成・融資や専門家による経営指導など中小企業の経営安定化に向けた支援を行います。

- 主な事業
- ・ふるさと融資事業
 - ・中小機構の支援事業
 - ・ブランド力向上事業
 - ・新産業支援セミナー
 - ・商店街の情報発信の支援

4 企業の交流・連携強化

企業クラブを中心に交流・連携を深めるための機会を設け、企業の連携強化に向けた取り組みを行います。

- 主な事業
- ・交流会支援事業
 - ・セミナー等支援事業

2 企業等のアピール

販路拡大に向けたイベントの開催やPR活動の強化など、企業の新たな販路開拓に向けた支援を行います。

- 主な事業
- ・企業フェスタ
 - ・ウェブ情報発信事業
 - ・食と物の祭典

3 企業が求める人材や起業家の育成

企業が求める人材や起業家の育成に努め、雇用機会の拡大を図ります。また、I・Uターンによる人材の誘致を推進します。

- 主な事業
- ・起業化育成支援事業
 - ・資格取得支援事業
 - ・企業経営者による講演
 - ・インターンシップ事業

まとめ

宇城市

地場産業情報発信と地元就業人材育成に努め中小企業の経営安定を支援します。



地場産業の活性化が元気なまちの源ばい

戦略的な観光推進

基本方針

宇城市への入り込み客の増加、とりわけ宿泊等滞在時間の延長を図ります。

世界遺産候補・三角西港を始めとする観光資源と、海産物・農産物といった宇城市の食を組み合わせた旅行商品やルートを開発するとともに、受け入れ体制を整えていきます。

現状と課題

現状としては、世界遺産候補の三角西港など、市もしくは指定管理者等が管理運営している観光施設が数多く存在し、そのいずれもがコストの節減と利用者の増加を図っています。観光ボランティアや地域おこしグループの育成といったソフト面での施策は着実に進んできました。また、宇城市観光物産協会や雲仙天草観光圏協議会での観光ルート開発も進めてきています。

今後の課題としては、受け入れ体制の問題として、宿泊施設の絶対数の不足や駐車場不足など、ハード面の立ち遅れが大きい点があげられます。

天草や宇城の近隣市町とも連携を図りながら、今までの「発信型」から「着地型」すなわち都会から宇城市に来てもらうための旅行商品を開発し、モニターツアーの実施などの形で商品化につなげていくことが重要です。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
年間宿泊者数	48,775 人	43,363 人	39,423 人	45,000 人
年間立ち寄り客数（三角西港）	306,880 人	298,789 人	307,271 人	350,000 人
観光ボランティア登録者数	8 人	8 人	8 人	10 人
年間モニターツアー実施回数	1 回	1 回	1 回	2 回

今後の取り組み

1 観光ルート開発事業の推進

三角地区のみならず、宇城市全体の観光ルート開発事業に取り組み、県内外に発信します。

主な事業 ・周遊コース設立 ・観光マップ作成
・モニターツアー実施

2 雲仙天草観光圏協議会事業の推進

雲仙天草観光圏協議会に平成 21 年度に加入し、三角地区が圏域に加わりました。ハード面の整備には費用も時間もかかり、宇城市と天草の観光のレベルの違いを、お互いがうまく協力することで、宇城市自体のお客を増やすことにつなげる必要があります。これらを踏まえて、共同事業及び市ごとの個別事業に取り組んでいきます。共同事業は、おもてなし講座、ガイドブック作成、モニタリング等の事業に取り組めます。個別事業は、ホームページ及びパンフレット作成、朝市の設立等に取り組めます。

主な事業 ・朝市の設立 ・ホームページ作成
・おもてなし講座の開催
・観光客アンケート調査・分析

3 観光商品開発の取り組み

旅行会社とタイアップして、地域のむらおこしリーダーを対象としたワークショップを開催し、おもに三角地区を核とした観光商品の開発をすすめます。

主な事業 ・担い手の掘り起こし・育成
・日帰り体験ツアーの実施

4 観光客受け入れ体制の整備

計画的な駐車場の整備を検討するとともに、関係者の接遇・マナーの向上や人材の育成をすすめます。

観光物産協会の組織強化については、具体的には協会に新たに観光部会、物産部会を作り、会員拡大をはかるとともに、積極的な観光振興活動を展開します。

主な事業 ・観光ボランティア協議会の発足
・観光ボランティアの募集・教育

まとめ

宇城市

観光資源と食を組み合わせた
新たな観光商品の開発に取り組めます。



観光資源の
組み合わせで
集客増進ばい

市場を志向した 物産振興

基本方針

広く、宇城市の農産物・特産品のPR・販路拡大、知名度アップに務め、宇城市ブランドとしての確立、地産地消の推進を図ります。

現状と課題

現状としては、県内一の生産を誇るショウガ、干し柿、発祥の地でもあるデコボンなど、優れた農産物・特産品を数多く生産しているものの、知名度・インパクトが今ひとつで、宇城市ブランドとしての付加価値を持つまでは至っていません。また、年に一度開催している『宇城市食とモノの祭典』も、売り上げが伸び悩んでいます。

今後は、農産物直販所や物産館ラ・ガール、不知火温泉、アグリパーク豊野などとの連携を図りながら、地産地消を推進するとともに、各種物産振興イベントの開催や宇城市観光物産協会と協力した販路拡大をすすめ、ブランド化を展開させていきます。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
ラガール・アグリ・不知火温泉 経営指導回数	3回	3回	3回	12回
食とモノの祭典出店数	65店	53店	60店	70店
食とモノの祭典販売額	6,455千円	6,905千円	4,849千円	7,000千円
食とモノの祭典での農産物・ 特産品の出店者数	28店	23店	27店	35店

今後の取り組み

1 地産地消の推進

三角、不知火、豊野の3セク直営物産館や、22年度にオープンする道の駅「うき」の農産物直販所（松橋）で、宇城市産の農産物・特産品の販売促進に努めます。

（主な事業） ・各物産館のイベント
・各物産館の連携

4 特産品・農産物のブランド化

市外・県外に向け、宇城市の特産品・農産物の販路拡大を図るとともに、宇城市ブランド認定制度の導入により、ブランド化をすすめます。

（主な事業） ・企画部（ブランド化担当部署）との連携

2 物産振興イベントの開催

食とモノの祭典を宇城市観光物産協会などの協力を得て開催します。フラワーフェスタにおいても、物産販売コーナーを設置して、農産物・特産品のPRに努めます。広域連合主催のうきうき物産展などの物産振興イベントにも参加します。

（主な事業） ・食とモノの祭典開催
・その他物産振興イベント開催

3 観光物産協会の組織強化

宇城市観光物産協会に新たに「物産部会」をつくり、会員拡大を図るとともに積極的な活動を展開し、組織強化を図ります。

（主な事業） ・物産部会の設立
・会員の拡大

まとめ

宇城市

イベントやブランド認定で物産の知名度、インパクト向上を図ります。



企業誘致の促進と 雇用の拡大・創出

基本方針

企業誘致により地場雇用を促進することで地域経済の活性化を推進するとともに、内発型の雇用を創出するために、起業しやすい環境を整備します。

公共職業安定所などの関係機関と連携を取りながら、地元就業を促進し、雇用のミスマッチを解消するために人材育成事業の充実などに努めます。

現状と課題

平成17年度のハローワーク宇城管内の有効求人倍率0.61倍でしたが、経済情勢の急激な冷え込みにより、最近では有効求人倍率0.24倍(平成21年8月)と極めて低い状況にあり、雇用に対する需要は極めて大きいものがあるといえます。

経経済情勢が冷え込んでいる今日、企業の設備投資意欲が上向かない状況にあるなかで企業誘致をすすめるためには、自治体間の企業誘致競争の激化、生産拠点の集約等の動きを見据えた長期的な視野に立って取り組む必要があります。

また、市が所有する工業団地がないがために企業に提供する場所がないことから、土地開発公社を活用した団地造成も検討すべき問題です。

また、内発型雇用を促進するために、市民が起業する場合の新たな助成制度の創設など、起業しやすい環境を検討する必要があります。求人情報の提供など求職者の支援も継続して行うことも重要です。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
誘致企業数(合併後の累計)	4社	5社	6社	12社
ハローワーク宇城管内有効求人倍率	0.61倍	0.63倍	0.43倍	0.65倍
起業支援制度の利用件数	0件	0件	0件	2件

今後の取り組み

1 工業基盤の整備と企業誘致の促進

工業基盤として民有地を活用し、工業団地の整備を財政状況に合わせて検討・計画し、長期的視野に立った企業誘致に取り組めます。

主な事業 ・ 奨励措置制度事業 ・ 企業誘致事業 ・ 不動産データバンク事業 ・ 工業団地整備事業

2 内発型雇用創出への支援

新産業の創出、新たに起業しようとする市民のための支援制度を創設します。

主な事業 ・ 起業家育成支援事業 ・ ブランド力向上事業

3 雇用ミスマッチの解消と起業精神醸成

教育機関、経済団体、行政の連携により、中高生の就業体験などで、職業意識の形成等のキャリア教育を推進します。
また、市内企業への雇用状況調査をもとに、求職者に対する雇用相談等を通じて、市内企業と求職者の相互理解を促進します。

主な事業 ・ インターンシップ事業

まとめ

宇城市

企業誘致と基盤整備、人材育成で
内的、外的雇用促進を図ります。



企業誘致には
基盤整備が
不可欠

memo

第2章 部門基本計画 4

安全で安心できるライフサポート

～助け合い支え合う共生社会の形成～



部門基本計画 交通安全対策の強化

基本方針

交通安全団体等との幅広い連携を図り、地域の高齢者、若者、子どもとその保護者等の対象に応じ、事故防止に対する意識啓発を主眼にした運動を展開します。

また、交通安全施設については、危険箇所を的確に把握し継続的に整備を進めていきます。

現状と課題

道路安全設備については、各行政区の危険箇所回避要望により、カーブミラー、ガードレール等の整備をすすめるとともに、松橋駅自転車駐車場を整備し、駐輪スペースを拡充しました。また、交通安全キャンペーン、交通安全教室等を計画的に行い、交通安全意識の高揚を図っています。

今後も引き続き交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけることにより、交通安全思想を普及浸透させ、交通事故防止の徹底を図る必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
交通安全教室の開催回数	36回	40回	48回	60回
交通安全施設整備箇所数	30箇所	34箇所	33箇所	35箇所



今後の取り組み

1 高齢者の交通事故防止対策の推進

各種会合、広報紙等を通じて交通安全教育や反射材用品等の普及促進に努めます。

主な事業 ・春・秋の全国交通安全運動 ・年末年始の交通事故防止運動 ・交通安全キャンペーン

2 積極的な広報啓発活動の推進

防災行政無線、広報紙、ちらし、広報車、新聞等各種媒体を活用し交通安全意識の高揚を図ります。

主な事業 ・広報啓発活動事業

3 交通安全施設整備の推進

危険度の高いところについて、要望等に基づいて優先順位をつけながら、順次整備を図っていきます。

主な事業 ・カーブミラー設置 ・ガードレール設置 ・区画線設置

まとめ

宇城市

広報啓発と安全施設整備で
交通事故防止の徹底を図ります。



交通安全が行き
届いた住みよい
まちばい

防犯対策の強化

基本方針

警察との連携を強化し、安全で安心できる地域社会の実現に努めます。特に宇城警察署生活安全課、交番、駐在所を中心とした地域安全活動の充実強化の促進を図るとともに、地域の特性に応じた防犯対策、民間防犯組織の支援などを推進します。

現状と課題

宇城警察署との連携強化の下に、民間防犯組織として各地区に青色防犯パトロール隊がPTAを中心に結成され、各地域を巡回し犯罪抑止の効果をあげています。また、各行政区の要望のもと、危険箇所等に防犯灯の整備を図っています。

しかしながら、民間防犯組織が結成されていない地域が

あるため、結成にむけて支援し地域住民の防犯意識、生活安全意識のさらなる高揚を図ります。さらに通学路等の危険箇所を的確に把握し、継続的に防犯灯の整備を進めていく必要があります。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
民間防犯組織結成数	1 組織	2 組織	3 組織	5 組織
防犯灯設置数	60 灯	64 灯	68 灯	70 灯

今後の取り組み

1 犯罪等抑止のための広報啓発活動

防災行政無線、広報紙、広報車等を通じて地域住民へ防犯意識、生活安全意識の高揚を図ります。

主な事業 ・ 地域安全運動

2 民間防犯組織の活性化

各地域の PTA 防犯パトロール隊の結成により、定期的に通学路等を巡回し特に子どもたちへの犯罪抑止を図ります。

主な事業 ・ PTA 防犯パトロール隊の結成支援 ・ 防犯パトロール活動

3 通学路等における防犯灯の整備

通学路等における危険箇所に防犯灯の整備を行います。また行政区に対し防犯灯設置費等補助金を交付し、自主防犯意識の高揚を図ります。

主な事業 ・ 防犯灯の設置推進 ・ 防犯灯設置費等の補助金交付

まとめ

宇城市

警察との連携を強化し、地域ぐるみの防犯安全意識の高揚を図ります。



地域ぐるみで
犯罪のない
まちづくりばい

広域消防の充実と 防災・消防体制の強化

基本方針

このまちに暮らす誰もが安全で安心して生活を営むことができるよう、市が果たすべき防災・消防対策への取り組みを地域の皆さまとともに進めていきます。また、地震・台風などの自然災害に強い都市づくりを目指していきます。

現状と課題

広域消防の充実については、宇城広域連合消防本部と連携して実施しています。また、消防施設や防災行政無線、洪水ハザードマップは整備済みであり、市民に対する応急手当の普及・啓発を行っていますが、消防施設や設備等の更新やさらなる拡充を図る必要性があります。

今後の課題として、広域消防組合の合併による市民サー

ビスの低下や消防団の団員減少が懸念されます。また、大規模な災害(地震等)や近年の局地的な集中豪雨に対する対策、特に土砂災害に対する避難体制の連絡体制の強化が急務です。また、宇城市においても高齢化率が進行するものと推計されていますので、市民、特に高齢者に対する応急手当の普及・啓発を行い救命率の向上に努める必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
消防団員加入者数	1,845 人	1,794 人	1,765 人	1,800 人
火災発生件数	12 件	26 件	21 件	5 件
救急出動件数	2,921 件	2,956 件	2,805 件	2,600 件
自主防災組織の数	—	5 団体	3 団体	90 団体

今後の取り組み

1 広域消防の充実

広域消防化により、中央ブロック（熊本市、宇城広域消防本部、上益城広域消防本部、高遊原広域消防本部）合併が平成24年に予定されており、広域化による市民サービスの低下を防ぎます。

また、平成27年には宇城市の高齢化率が30%を超えると見込まれているため、高齢者に対応するなど多様化する救急救助に対応するため医療機関との連携による救急体制を構築し、市民に対する応急手当の普及・啓発も推進します。

（主な事業） ・ 広域消防化への対応 ・ 応急手当の普及・啓発

2 地域消防の充実

全国的に消防団員の減少が叫ばれる中、宇城市においても団員減少により、昼間の災害時出動に懸念があり、機能別分団や消防団協力事業所を配備し、団員確保に努めます。また、消防団活動への市民の理解を深めるため、消防団で広報紙を発行するとともに、新入団員の加入を促進します。

（主な事業） ・ 消防団組織の再編推進 ・ 消防団広報の充実 ・ 新入団員の加入促進

3 防災・消防体制の強化

近年の局地的な集中豪雨に起因した土砂災害に対する対応については、早めの避難体制、連絡体制の整備・強化を図り、いつおこるかわからない災害に備えます。これには、行政だけでは限界があるため、自分たちのまちは自分たちで守るという自主防災組織の設置を促進し、自分の身を災害から守ろうとする市民の防災意識の向上のために防災教育の推進に取り組みます。

（主な事業） ・ 土砂災害に対する避難、連絡体制の強化 ・ 自主防災組織結成の推進 ・ 防災教育の推進

まとめ

宇城市

消防、防災、応急手当普及啓発で災害に強い都市づくりを推進します。



治山・治水対策の充実

基本方針

市民の生命と財産を地震や大雨、台風、高潮、洪水などの災害から守るため、災害の未然防止と災害時の安全確保、迅速な復旧対策を講じ、安全・安心なまちづくりを推進します。

現状と課題

本市の山間部においては、地形が急峻（傾斜が急で険しい）であるため、急傾斜地崩壊危険箇所（傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、人家に被害を及ぼす恐れがある箇所）や地すべり危険箇所が多く点在しています。また土石流危険渓流箇所（土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼす恐れがある渓流）も多く、豪雨による土石流の発生に対する不安があり、今後計画的な治山事業が必要となっています。

不知火海沿岸域については、高潮や津波による災害防止の事業を実施して改善が図られましたが、有明海やその他沿岸部においては、防波堤や護岸の高さが不足している箇所があるため、防災計画に基づく改修等が必要です。

河川においては、改修が必要な箇所も多く、大雨や洪水などの災害に不安を抱えています。河川の改修や生活排水路などの基盤整備に取り組む必要があります。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
急傾斜地崩壊対策箇所数	36 箇所	37 箇所	38 箇所	40 箇所

今後の取り組み

1 治山事業の推進

災害箇所の調査・把握により治山施設の整備、森林保全の推進に積極的に取り組むとともに、国・県の事業を活用し、土砂災害の防止、砂防施設の設備強化を図ります。

主な事業 ・ 急傾斜地崩壊対策事業 ・ 地すべり対策事業 ・ 土石流防止対策事業

2 治水事業の推進

国・県に対して、治水関連の整備を積極的に要請していきます。また河川において防災対策の強化や河川環境の改善などを図るため、県に河川の早期整備について要請するとともに、準用・普通河川については、護岸改良等の整備を推進します。

主な事業 ・ 県砂防事業の推進 ・ 河川改修事業

3 高潮対策事業の推進

大田尾漁港海岸保全区域の改修を行い、背後集落の安全を確保します。

主な事業 ・ 防波堤整備事業 ・ 護岸整備事業

まとめ

宇城市

高潮や土石流対策の事業推進で
安全・安心なまちづくりを目指します。



地形特性を考慮
した防災対策を
するばい

生活環境の保全

基本方針

大気汚染や悪臭の防止に努め、さわやかな澄んだ大気を守るとともに、水質汚濁の防止に努め、清らかな水環境を守ります。

また、有害な化学物質による環境汚染の防止に努め、健康に暮らせる環境を保ち、騒音や振動による不快感のない、静かで落ち着ける生活環境を確保します。

現状と課題

さまざまな公害や苦情問題が発生する今日において、市民・事業者が協力し合いながら、安心して暮らせる健全な生活環境の保全・創出のため、大気汚染・悪臭防止、水環境・土壌環境対策、騒音・振動防止などに努める必要があります。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
水質基準超過河川数	—	2件	1件	0件
市民意識調査満足度 (清潔な生活環境の維持に取り組むまち)	—	—	30.6%	40.0%

今後の取り組み

1 大気汚染・悪臭の防止

大気汚染の状況を把握するため、県と連携し大気監視体制の推進を図ります。

野外焼却禁止の指導や工場・事業所の排出ガスに対する規制の指導により、大気汚染防止に努めます。

アスベスト対策の推進のため健康管理システムの管理に努め、住民相談などを推進します。

- 主な事業
- ・ 定点観測地点の整備
 - ・ 野外焼却禁止の指導
 - ・ 事業所等の排出ガス規制の指導
 - ・ 胸膜肥厚対策事業

2 水環境対策

水質等の身近な環境調査や県と連携した監視活動を実施し、地下水・湧水・井戸等の保全に努めます。

良質で安定的な水源確保に取り組み、安全で安心して利用できる生活用水の供給体制強化を図ります。

計画的な公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の整備を図り、生活排水処理対策を推進します。

事業所排水の監視に努め、水質汚濁防止対策を推進します。

透水性舗装などの歩道の整備により雨水の浸透を図り、健全な水の循環対策を推進します。

- 主な事業
- ・ 地下水・河川水水質検査事業
 - ・ 地下水採取量把握の実施
 - ・ 上水道拡張事業
 - ・ 公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽整備事業
 - ・ 公害防止協定等に基づく事業所排水検査の監視・把握の実施
 - ・ 道路改良事業

3 土壌環境対策

農地における農薬や化学肥料等の適正使用と使用量削減を図り、安心・安全な土壌づくりを推進します。

県との連携を図り、有害廃棄物の適正処理を推進します。

国や県との連携を図り、土壌塩害化対策の推進に努めます。

- 主な事業
- ・ 生産履歴情報確立の推進
 - ・ 農薬適正使用推進員・病害虫防除員設置の実施
 - ・ 有害廃棄物適正処理の指導・啓発
 - ・ 地下水塩水化調査の実施

4 騒音・振動対策

警察との連携を図り、道路交通騒音・振動の低減を推進します。

関係機関との連携を図り、鉄道沿線の騒音・振動の低減を推進します。

工場・事業所の騒音・振動の防止のため規制・指導強化を図り、近隣騒音及び生活騒音対策を推進します。

- 主な事業
- ・ 暴走行為等の取り締まり強化の実施
 - ・ 新幹線整備に伴う鉄道運輸支援機構との連携の実施
 - ・ 関係法令に基づく届出・規制・指導の実施

まとめ

宇城市

市民、事業者が協力し、公害など問題を解決出来る対策を推進します。



消費者生活対策の推進

基本方針

市民が安心して消費生活を送ることができるよう、関係機関や市民・団体と協力しながら、近年の環境変化を踏まえた相談や教育・啓発などの消費者対策を推進します。

現状と課題

商品の販売形態や契約方法の多様化等を背景に、訪問や電話での悪質な勧誘、利殖商法、インターネットによる有料サイトの架空請求、振り込め詐欺など、いわゆる悪質商法による被害が急増する傾向にあります。また、経済の悪化を背景に複数の金融業者から借入れをしている多重債務者が増加するなど、全国的に消費生活に関する様々な問題が発生しています。

本市では、関係機関・団体との連携のもと、広報活動等を通じた市民への情報提供や消費生活の相談等を行い、消費者対策を推進しています。

今後、高齢者の増加や、商品販売形態の一層の多様化が予想される中で、悪質商法や危険な商品・サービスから自分を守り、よりよい商品・サービスを選択するためには、消費者自身が悪質商法等を見抜く目を養い、自立することが必要です。

また、消費者庁の設置に伴い、今後消費者行政の拡充を求められると考えられます。今後とも熊本県消費生活センター等関係機関と連携し、相談内容の高度化・複雑化など近年の環境変化を踏まえた消費者教育・啓発や情報提供の推進、相談の充実に努める必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
宇城市新規相談件数	—	171 件	147 件	200 件
宇城市継続相談件数	—	157 件	150 件	200 件
熊本県センター受付相談件数	549 件	419 件	—	300 件

今後の取り組み

1 消費者相談・苦情処理体制の充実

消費生活相談窓口の消費生活委員などを中心として、実情に応じた消費生活相談や苦情の処理に取り組みます。また、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）の活用により、相談対応や苦情処理の迅速化を図ります。

また、高齢者等への悪質商法や多重債務問題の解決や予防のため、社会福祉協議会や民生児童委員等の各関係機関と連携を図り、相談や苦情処理体制の充実を図ります。

主な事業 ・ 消費生活相談事業

2 消費者教育・啓発の推進

広報紙や消費生活パンフレットの活用、出前講座の開催等を通じ、消費者教育・啓発、消費生活情報の提供を行い、消費者の自立を促進します。

主な事業 ・ 消費生活出前講座

まとめ

宇城市

悪質商法などの消費相談、解決制度の充実と消費者の教育啓発を推進します。



子育て支援サービスの充実

基本方針

地域全体で子育てを応援し、次代を担う子どもたちが安全に健やかにのびのびと育つ、愛情に満ちた子育てができる魅力あるまちづくりを目指します。

「子育ての基本は家庭である」という認識のもと、情報の提供や相談体制の充実を図ります。

子育てにかかる負担をやわらげるとともに、親子や親同士が集い楽しめる機会を提供し、子育ての仲間づくりを支援します。

現状と課題

子育てについては、社会経済情勢の変化により、共働き家庭の割合が多くなり、また、核家族化の進行により、母親への負担が大きくなっています。子育ての悩みを解消し、ゆとりをもって子育てを行うためには、安心してこどもを預けられる場所が身近にあることが重要です。そのニーズに対応するため保育サービス等の充実を図る必要があります。

宇城市児童センターでは、地域の子育て支援の拠点として、児童虐待防止のための相談や子育て支援ネットワーク

づくりなどの各種事業を実施していますが、地域で子育てを行うためには、行政・家庭・地域・学校・事業所など、地域を構成するそれぞれが果たす役割を認識した、子育て支援のネットワークを図ることが必要です。

また、ひとり親家庭は子育てをするうえで経済的・社会的に不安定な状態にあり、母子自立支援員による自立生活支援の相談、就業支援が必要です。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
乳幼児医療費助成件数	35,958 件	44,805 件	46,849 件	52,000 件
特別保育実施園数	20 園	20 園	20 園	20 園
放課後児童クラブ設置数	11 園	12 園	12 園	14 園

今後の取り組み

1 経済的負担の軽減

子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。ひとり親家庭については、児童扶養手当及びひとり親家庭医療費助成の支援を図り、乳幼児医療費助成については、対象年齢の引き上げを目指します。保育料等については、第2子は半額、第3子からは無料を継続します。

- 主な事業
- ・乳幼児医療費の助成
 - ・児童扶養手当の支給
 - ・ひとり親家庭等への医療費助成
 - ・第3子からの保育料等の無料化

2 地域における子育て支援

児童センターを宇城市の地域における子育て支援等の拠点とし、各地域に根ざした身近な相談窓口として、民生委員・児童委員、主任児童委員、母子保健推進員等による子育て家庭に対する相談・支援の充実を図ります。

また、児童虐待防止対策として相談事業の充実を図るとともに、子育て家庭向けの情報提供の充実に努めます。

- 主な事業
- ・ファミリーサポートセンター事業
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・乳児家庭全戸訪問事業
 - ・養育支援訪問事業
 - ・児童相談事業

3 母子自立支援員などによる相談・支援

母子自立支援員による相談、就業支援の充実を図ります。母子家庭自立支援給付金事業を継続して、推進を図ります。

母子生活支援施設などへの入所が必要と判断される場合は、関係施設と連携して、自立に向けた生活支援を図ります。

- 主な事業
- ・母子家庭高等技能訓練促進給付金事業
 - ・母子自立支援教育訓練給付金事業
 - ・母子自立支援プログラム事業

4 保育サービスの充実

公立・私立に関わらず、地域のニーズに応じた保育サービスの統一・充実、次世代育成支援対策事業とあわせた子育て家庭の支援を図ります。病児・病後児保育については、医療機関との連携により継続していきます。延長保育及び障がい児保育事業はすべての保育園において受入体制を整えるとともに、一時預かり・休日保育事業への取り組みを推進します。

- 主な事業
- ・延長保育促進事業
 - ・一時預かり・休日保育事業
 - ・病児・病後児保育事業
 - ・障がい児保育事業

5 保育環境の充実

安心して預けられるような保育サービスを提供し、老朽化した保育施設については、次世代育成支援行動計画により改築・改修等を行い「ゆとり」ある保育環境づくりを目指します。

- 主な事業
- ・安心こども基金特別対策事業

6 学童保育所の充実

共働きや母子・父子家庭などが増え、働くことと子育てを両立したいという家庭の支援、また、放課後を子どもだけで過ごすことで予測される危険・不安を回避するため、学童保育所の充実を図ります。

- 主な事業
- ・放課後児童健全育成事業

まとめ

宇城市

経済、サービスの両面での子育て支援と交流充実でゆとりの保育環境をつくります。



楽しく子育て出来るまちづくりをするばい

障がい福祉サービスの充実

基本方針

障がいのある人(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者)が地域の中で共に生活するために、障がいの種類、程度を問わず、障がい者等がその居住する場所を選択し、障がい福祉サービスまたはその他の支援を受けながら、自立と社会参加の実現を目指します。

障がい者の自立の観点から訓練等給付のサービス及び地域生活支援事業のサービスを適切に実施し、地域生活への移行を促します。また、経済的、社会的な自立を支援するため就労を希望する者に対して、就労移行支援・就労継続支援等のサービスを適切に促進し、利用者本位の提供基盤を整えます。

現状と課題

障害者自立支援法により障がい福祉サービスや地域生活支援等を自己選択、自己決定し、契約によりサービスが利用できるようになりました。

しかしながら、障がい者に対する理解や認識が深まっておらず、地域や職場での偏見があるようです。そのため、障がいのある人に対する理解を深める必要があります。

障がい者の自立のためには社会参加が第一歩と思われますが、多くの方が自宅と施設に閉じこもりがちであることから、自立を支援するための障がい者福祉サービス、訓練等

サービスや地域生活支援事業のサービスをより一層活用するための相談や情報提供を充実するとともに、地域での活動に参加しやすい施策の推進が必要です。

また、障がい者の就労を積極的に推進するため、企業・ハローワーク・就労支援事業所等と連携をとり、一般就労へと結びつけるとともに、就労を希望する障がい者に対し就労移行支援、就労継続支援等のサービスの利用を推進する必要があります。

指標

指 標 名	実 績 値			目 標 値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
介護給付費等の利用人数	124 人	160 人	178 人	250 人
訓練等給付費の利用人数	43 人	80 人	140 人	200 人
移動支援事業の利用人数	—	32 人	31 人	40 人

今後の取り組み

1 障がい者福祉サービスの支援体制強化

利用者のニーズや状況に対応したサービスの確保、提供体制の充実を行います。

障がい者の社会参加の推進のため、手話通訳の充実や移動支援等の整備を行います。

- 主な事業
- ・介護給付事業
 - ・訓練等給付事業
 - ・補装具費の給付
 - ・コミュニケーション支援事業
 - ・自立支援医療事業

2 障がいの早期発見、治療、リハビリの実施

療育センター等を活用した健診、相談等を推進します。

- 主な事業
- ・地域療育センター事業
 - ・相談支援事業
 - ・介護給付事業

3 雇用・就労への支援

就労系サービスの決定を行い、自立に向けた訓練を行いやすくします。

一般企業への啓発活動を行い、就労を希望する人に就労移行支援を行います。

- 主な事業
- ・就労移行支援事業
 - ・就労継続支援事業
 - ・地域活動支援センター事業
 - ・障がい者自立支援センター事業

4 相談・情報提供の充実

障がい者個々のニーズに対応したサービスの提供を行うため、様々な機関と連携し、相談支援や情報の提供を行います。

- 主な事業
- ・相談支援事業
 - ・障がい者自立支援センター事業
 - ・自立支援協議会との連携

5 社会参加の促進

誰もが健康づくりや生きがいづくり、生活の質を高めることができるよう気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション・文化活動の機会を充実します。

- 主な事業
- ・移動支援事業
 - ・社会福祉協議会主催の各種大会への協力

6 啓発・広報の充実

広報紙等を通じ、ノーマライゼーション意識を普及し、障がい者に対する正しい理解や認識を深めます。

- 主な事業
- ・障がい者交流事業
 - ・障がい者施設訪問事業
 - ・人権啓発事業

まとめ

宇城市

障害者が自立し社会参加しやすい環境支援とサービス充実を図ります。



高齢者福祉サービスの充実

基本方針

少子高齢化が進む中、高齢者が住み慣れた地域の中で、生きがいを持ち自立した生活が送れるよう、雇用・就労機会の場の拡充や生きがいづくり・仲間づくりの拠点支援など、高齢者の社会参加を支援します。

家庭の状況や健康状況に応じた高齢者に対する日常生活の援助をはじめ、家族介護者への支援など、在宅福祉サービスや施設福祉サービスの充実を図ります。また、総合的な支援体制や市民参加による福祉活動を充実し、地域に根ざした高齢者福祉の推進に努めます。

現状と課題

少子高齢化社会が急速に進む中、市民一人ひとりが高齢化社会についての理解や認識を深めるとともに、積極的な社会参加意識を生涯にわたって持ち続けていくことが求められています。

高齢者の生きがいづくりとしては、老人クラブ活動、シルバー人材センターによる高齢者就労支援などが実施されており、多くの高齢者が参加しています。今後も、内容の充実

とともに幅広い参加機会の提供が必要です。

また、高齢者だけの世帯や一人暮らしや寝たきりの高齢者が増加する中、高齢者の生活の安定に努めるとともに、個々の事情に応じた支援や各種サービスの提供が求められています。そのためには、関係機関の連携による総合的な支援体制や市民参加による高齢者福祉活動の促進などを図っていくことが必要となっています。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
老人クラブ会員数	8,525 人	8,264 人	8,301 人	9,100 人
シルバー人材センター会員数	415 人	417 人	400 人	440 人

今後の取り組み

1 高齢者の生きがいがづくり活動支援

生きがいがづくり、社会参加の促進を目的に老人クラブ活動を支援します。

高齢者の閉じこもり防止を目的に、老人福祉センター・地区公民館等を利用した語ろう会、地区福祉会の開催を支援し、高齢者の外出促進を図ります。

- 主な事業
- ・老人クラブ活動補助事業
 - ・介護予防事業（語ろう会）
 - ・セーフティネット支援対策事業

2 高齢者の就労支援

高齢者の就労機会の提供を通じ、高齢者の社会活動の継続支援と生きがいがづくりを目的に、シルバー人材センターの事業支援を図ります。

- 主な事業
- ・シルバー人材センター運営補助事業

3 在宅福祉サービスの充実

緊急通報システムの内容充実をはじめ、各種在宅福祉サービスの拡充により、高齢者が日常生活を安全・快適に暮らせるよう支援します。また、家庭介護者の負担軽減を図るため、介護用品購入助成事業などの支援事業を充実させます。

- 主な事業
- ・寝たきり介護者手当支給事業
 - ・介護用品購入助成事業
 - ・高齢者住宅改造成事業

4 高齢者に優しい社会づくり支援

敬老思想の高揚と地域住民交流を目的に、地区（行政区）等で開催する敬老会に対し、その開催を支援します。

認知症に対する正しい理解の啓発と認知症高齢者とその家族が安心して暮らせる社会環境・人づくり目的に認知症サポーター講座を開催します。

- 主な事業
- ・敬老会事業費補助事業
 - ・認知症サポーター養成講座の開催

まとめ

宇城市

高齢者に優しいサービスの充実と
いきいきと暮らせる機会創出を図ります。



高齢者の元氣こそ
明るい社会の
みちしるべ

誰でもどこでも安心して 暮らせる福祉のまち

基本方針

社会福祉法に基づく行政の地域福祉計画とその計画に基づき社会福祉協議会が中心となってすすめる地域福祉活動計画を社会福祉協議会と一体となって平成22年3月に策定しました。そこで、これらの計画に基づき「誰でもどこでも安心して暮らせる福祉のまち」を目標として、市民一人ひとりが福祉を自分のことと考え、地域全体で助けあい、支えあう社会を目指します。

福祉に対する理解と関心を高め、地域福祉への参加意識を醸成し、地域に根ざした福祉活動を支援していきます。

現状と課題

少子高齢化、核家族化が進む中、子育てから高齢者の福祉に至るまで人間関係の希薄化等により、虐待や孤独死等が社会問題化しており、本市においても他人事ではなくなりました。住民のニーズは多種多様となり、住民によるお互いの支えあい・助けあいの支援と公的なサービスの充実を両輪とした地域福祉の向上が必要となっています。

地域福祉ネットワークの一環として、地区福祉会の設置

推進が平成18年度から社会福祉協議会で取り組まれ、現在120の行政区において地区福祉会が組織化され、ふれあいサロンや見守り活動など世代間交流を基本活動として、地区の実情に応じた福祉活動が展開されています。地区福祉会が未設置の行政区についてはその設置の推進を図るとともに、既設置の行政区については活動内容の充実を図る必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
ボランティア・NPO 活動に参加したことがある市民の割合	—	—	6.7%	10.0%
地区福祉会の組織率	37.6%	51.5%	64.6%	80.0%
災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱に基づく登録者数	—	—	3,529 人	4,000 人

今後の取り組み

1 福祉に対する市民意識の高揚

高齢者や障がい者、子どもへの理解や社会参画がなされるようすべての人がお互いに思いやる地域社会を構築するために、広報紙やホームページなどを活用して、地域福祉に対する市民意識の啓発に取り組みます。

主な事業 ・ 市民意識啓発事業

2 福祉団体等の育成・強化

地域福祉を担う中心的な組織である社会福祉協議会が充実した運営ができるように組織運営等の支援を行うとともに、ボランティア活動の支援にも取り組みます。

民生委員・児童委員が地域福祉の推進役として円滑に活動できるよう支援します。

主な事業 ・ 社会福祉協議会支援事業
・ 民生児童委員活動支援事業

3 地域福祉ネットワークづくりの推進支援

市民参加型の地域福祉ネットワークづくり推進のため、社会福祉協議会が取り組んでいる地区福祉会の設置・充実を支援します。

主な事業 ・ 地域福祉ネットワーク事業

4 災害時避難行動要支援者登録制度の推進

宇城市災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱に基づき、災害弱者に対して登録の啓発に取り組みます。

主な事業 ・ 災害時避難行動要支援者登録制度実施事業

まとめ

宇城市

一人一人の福祉意識の高揚とネットワークづくりの活動を支援します。



福祉意識
充実の地域を
目指すばい

介護保険サービスの充実

基本方針

第4期宇城市介護保険計画では、第3期計画において設定した「高齢者の尊厳の尊重」等4つの基本理念を引き続き継承し、施策の基本目標に①在宅介護の推進、②健康づくりと介護予防の積極的な推進、③認知症高齢者対策の推進、④高齢者の生活を支える環境づくり、⑤高齢者の生きがいづくりや社会参加の支援を5つの柱として掲げ、各施策に取り組むこととしています。また、5つの日常圏域に地域密着型サービスの拠点整備を進め、介護が必要になってもできる限り住み慣れた自宅・地域で生活できる環境づくりを目指します。

現状と課題

介護サービス給付費の計画と実績を平成18年～平成20年までの3年間の総計で見ると、ケアプランチェックや給付費チェック等介護給付の適正化に取り組んだ結果、総給付費は計画をやや下回って推移しています。しかし、第4期計画に基づく介護施設整備、報酬改定等による介護給付費の上昇に伴い、介護保険料の上昇につながる可能性があります。

また、要支援、要介護状態となる可能性の高い総合健診受

診後の特定高齢者を対象に、高齢者支援事業（通所、筋トレ等）に取り組み、参加者の生活機能向上（フォロー）にはつながっていますが、事業への参加者が少ないという課題を抱えています。今後は、特定高齢者に該当する健診未受診者の掘り起こしを行うとともに、支援事業等への参加を促進し、身体の機能低下や閉じこもり等を未然に予防していく必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
要介護認定者数	3,315 人	3,264 人	3,232 人	3,986 人
特定高齢者介護予防事業参加者数	—	48 人	38 人	60 人

今後の取り組み

1 在宅介護の推進

在宅サービスの利用促進を図るとともに、介護サービスの質の向上に努めます。また、介護者支援の充実を推進し、介護者の負担軽減を図ります。

主な事業 ・介護給付適正化事業 ・地域支援事業

2 健康づくりと介護予防の積極的な推進

要介護状態になる可能性が高い高齢者に対する介護予防・生活支援サービスの充実を図ります。

主な事業 ・介護予防事業

3 認知症高齢者対策の推進

認知症の理解についての啓発活動を行うとともに、認知症高齢者を支える介護サービス基盤を整備します。

主な事業 ・地域介護・福祉空間整備（介護基盤緊急整備特別対策事業）認知症グループホーム施設整備
・介護予防普及啓発事業（認知症予防教室）

まとめ

宇城市

介護予防や生活支援充実、住み慣れた場所での介護環境づくりを推進します。



介護保険サービスの充実で住みよいまちづくりをするばい

国民健康保険事業の推進

基本方針

安定した国民健康保険事業会計の運営を行うため、特定健診・保健指導などの受診率向上を図り、医療費の適正化に努めます。また、保険税収の確保などによる保険財政の安定・強化を図り、健全な財政運営を行います。

現状と課題

人間ドックの7割助成事業に取り組んでおり、申込者も多く一定の成果を上げていますが、予算の範囲内での助成制度であるため受診者の数に限界があります。今後は、より多くの人を受診できるよう、健診内容等について工夫する必要があります。

平成20年度から医療保険者に義務付けられた特定健診・保健指導に取り組んでいますが、受診率目標を達成していないため、これまで以上に制度周知を図る必要があります。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
特定健診受診率	—	—	40%	65%
保険税収納率（現年度分）	93.02%	93.75%	92.35%	93%
保険税収納率（過年度分）	12.81%	12.37%	15.26%	15%

今後の取り組み

1 保健事業の推進強化

保健福祉センターと連携しながら、特定健診・保健指導の制度周知を図り、受診率向上に取り組めます。
人間ドック助成事業をより多くの人を受けられるよう、健診内容等の改善を行います。

主な事業 ・ 特定健診・保健指導事業 ・ 人間ドック助成事業

2 医療費の適正化促進

保健福祉センターと連携し、訪問指導を行いながら、受診の適正化を図ります。
広報などにより、制度や国民健康保険事業の現状を周知しながら、保険給付の適正化に努めます。

主な事業 ・ レセプト点検事業 ・ 医療費通知事業 ・ 訪問指導事業

3 国民健康保険の安定運営

適正な税収を確保するために、口座振替の推進や徴収体制の充実を図り、収納率の向上を目指します。

主な事業 ・ 収納率向上対策事業

まとめ

宇城市

健診など受診率向上で安定した保険運営と
医療費の適正化に取り組めます。



保険事業
あればこそ
医療充実ばい

部門基本計画 生活保障の確立

基本方針

生活保護は最後のセーフティネットとしての役割を重視し、市民の生活の安定を確保するため、要援護状態に陥った世帯に対する適切な制度の運用を行います。また、国庫補助制度を有効活用した自立支援を行うことにより、要援護状態からの脱却を支援します。

現状と課題

厳しい社会情勢の中、最低生活を営むことが困難な世帯が増加しています。市民が安心して生活できるよう、生活保護制度を活用しなければなりません。

生活保護の適正な実施については、迅速な対応と厳正な審査のもと濫給（支給してはいけないものの支給）、漏給（支給しなければならないものの不支給）の防止に努め、適正な

実施を進めています。また、要援護状態の世帯の自立支援のため、国の補助金を活用して自立支援事業に取り組み、日常生活の自立と就労による世帯収入の増加を図っています。

生活保護世帯の就労における自立支援は、受け皿となる雇用先の増加がなければ成り立たないため、雇用促進関係機関との連携をさらに強くしていきます。



今後の取り組み

1 要援護世帯の救済と適正実施

生活費、医療費、介護費等の基本生活費の不足から最低限度の生活を営むことが困難な世帯の救済を図ります。また、濫給、漏給を防止するため、扶養義務者調査や診療報酬明細書点検、関係職員のレベルアップのための研修など、生活保障適正実施推進事業に取り組みます。

（主な事業） ・ 生活保障適正実施推進事業

2 要援護世帯の自立支援

就労支援専門員により、就労意欲のある就労可能な方に対して、迅速に求人情報の提供を行い、履歴書の書き方や面接の仕方などの指導援助を行います。

（主な事業） ・ 自立支援プログラム策定実施推進事業

3 医療扶助の適正化

生活保障適正実施推進事業の一環として、医療費の適正化を図ります。レセプト点検員による医療費明細書（レセプト）の確認を行い、診療報酬の誤りがあった場合の修正を行うとともに、被保護者の不必要な受診や必要回数以上の受診がないよう確認体制の強化に努めます。

（主な事業） ・ 診療報酬明細書点検等充実事業

まとめ

宇城市

適切な制度運用と雇用促進機関との連携で
要援護状態からの脱却を支援します。



市民生活の
安定を
確保するばい

memo

第2章 部門基本計画 5

ユニークな文化と心とひとづくり

～役割を担い合う協働社会の形成～



基礎を身につけ個性 を伸ばす教育の推進

基本方針

新しい学習指導要領のねらいとする「確かな学力」の向上のため、児童生徒が基礎・基本や自ら学び自ら考える力を身につけることができるよう、習熟度別指導、ティーム・ティーチング指導や対話活動を取り入れ、一人一人の個性等に応じて子どもの力をより伸ばす取り組みを推進します。また、義務教育9年間を通した教育活動の構築を図り、社会の変化に対応できる人材を育成します。

現状と課題

確かな学力を向上させるため、学校においては独自の創意工夫を生かした取り組みを行い、特色ある学校づくりを推進することが重要となっています。

小・中学校では、習熟度別指導、少人数指導などのきめ細かな指導方法の工夫や教材の開発、「分かる授業」に向けた取り組みにより、学力の向上に一定の効果を上げていますが、さらに全教職員が指導方法等の工夫改善に努めるとともに、互いに共有しながら、教育実践の充実に努めることが課題としてあげられます。

また、平成19年度から学期を前期と後期にわけると二期

制に取り組んできました。教育活動にゆとりを生みだし、長期的視点で学習指導の計画を立て実践にうつすためにも、二学期制を推進していく必要があります。また、学校段階間の接続・連携のあり方に生じている大きな課題(小1プロブレム、中1ギャップ)への対応も重要となっています。

本市の児童生徒の学力については、全国学力・学習状況調査の結果からは、全国平均レベルを維持しているといえますが、小学校段階での学力が中学校まで十分に繋がっていないという課題も見られます。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
算数・数学科で習熟度別少人数指導を行っている学校	—	—	—	18校



今後の取り組み

1 習熟度別少人数指導の推進

確かな学力を育成するため、従来の一斉指導の方法を重視することに加えて、国語、算数（数学）の教科できめ細かく対応するための習熟度別指導や少人数指導、発展的な学習や補足的な学習などの個に応じた指導を推進します。

主な事業 ・学校訪問事業
・学力向上対策プロジェクト

2 基礎・基本の確実な定着を図る教育の推進

思考力、判断力、表現力等の育成を図る徹底指導と児童生徒の多様な考えや活動を引き出す能動型学習との、メリハリをつけた熊本型授業の取り組みを推進します。また、自分の思いや考えを伝え合う力を育てる、対話活動の充実を図ります。

主な事業 ・学校訪問事業 ・学力向上実践研究推進事業
・学力向上対策プロジェクト

3 二学期制の定着

二学期制は、長期的視点を持ったゆとりと継続性のあるものになっているので、そのゆとりを活用した教育相談や教師と児童生徒とのふれあいの時間の充実を推進し、二学期制の定着を図ります。

主な事業 ・学校訪問事業
・学力向上対策プロジェクト

4 小中一貫教育の推進

中1ギャップの解決に向けて、小・中学校9年間の一貫した系統的な教育課程や、小学校高学年からの教科担任制の導入など指導方法に関する研究に取り組み、小中一貫教育を推進します。

主な事業 ・教育課程特例校事業
・学力向上対策プロジェクト

まとめ

宇城市

きめ細やかな「わかる授業」と二学期制、小中一貫などで学力向上を目指します。



「確かな学力向上」で未来の人材育成ばい

障がいのある幼児児童生徒の教育の推進

基本方針

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある子どもが、地域社会の一員として、生涯にわたってさまざまな人と交流し、主体的に社会参加しながら心豊かに生活できるように、障がいの種類や程度に応じ適切な就学の場において、一人一人の教育的ニーズに対応したよりきめ細やかな教育を行います。また、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥・多動性障がい）、高機能自閉症など対象となる児童生徒の増加や障がいの種別の多様化による質的な複雑化に対応できる体制を整えていきます。

現状と課題

本市では、障がいのある全ての幼児児童生徒の教育の一層の充実を図るため、学校における特別支援教育を推進しています。

平成18年からは、小・中学校の特別支援学級や通常学級における特別な支援が必要な児童生徒のため特別支援教育支援員を配置し、一人一人のニーズに応じた教育的支援に取り組んでいます。

これにより、通常の学級に在籍するLD（学習障がい）や

ADHD（注意欠陥・多動性障がい）、高機能自閉症などの児童生徒の学習や生活のサポートが図られていますが、多様な障がいのある児童生徒への適切な支援は、まだ十分ではありません。今後も支援を必要とする幼児児童生徒の増加が見込まれるため、小・中学校の校内支援体制の整備と乳幼児から就労までの一貫した支援のためのネットワークの構築も大きな課題となっています。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
特別支援教育支援員の配置人数	8人	9人	10人	15人
個別的教育支援計画を作成している学校数	—	—	14校	18校
特別支援教育コーディネーターを指名している学校数	—	—	18校	18校

今後の取り組み

1 障がいの程度に応じた就学指導の推進

障がいのある幼児児童生徒に対して、障がいの状況や程度に応じた教育を行うためには、障がいの状態を的確に把握し、適切な就学指導を行うことが重要です。保護者・保育士・教師等を対象に就学指導委員会や巡回教育相談などを実施して、専門的な知見に基づいた就学指導の充実に努めます。

（主な事業） ・ 宇城市就学指導委員会事業 ・ 巡回教育相談事業

2 幼稚園、保育園、小・中学校の連携

平成 19 年度に設置した宇城市特別支援連携協議会において、幼児児童生徒の実態の把握と個に応じた支援の在り方について、幼稚園、保育園、小・中学校で連携を図りながら検討します。また、医療、福祉、保健等の関係機関とのネットワークを構築し、乳幼児期から就労までの一貫した支援に取り組めます。

（主な事業） ・ 発達障がい等・特別支援教育総合推進事業

3 小・中学校内における支援体制の確立

多様な障がいのある児童生徒が小・中学校に就学することを考慮して、校内委員会の積極的な取り組みをすすめると共に、特別支援教育コーディネーターを指名し、教職員や外部の専門家・関係機関との連絡調整に当たるシステムを整備します。また、一人一人の障がいのある児童生徒の一貫した「個別的教育支援計画」を策定し、指導の場となる教室の整備、特別支援学級や通級指導教室の利用、教材・教具等の整備や特別支援教育支援員の配置なども含めて校内体制を整備します。

（主な事業） ・ 発達障がい等・特別支援教育総合推進事業

まとめ

宇城市

多様な障がいに対する適切な支援、指導と一貫した支援体制づくりに取り組みます。



教育ニーズに応じたノーマライゼーションはい

豊かな心と 健やかな体の育成

基本方針

いじめ、不登校などの児童生徒の問題行動等は依然として憂慮すべき状況にあります。このような状況を踏まえ、学校と家庭、地域社会との連携した道德教育の推進やいじめ、不登校等の未然防止と解消に向けた取り組みで豊かな心の育成を図ります。

また、スポーツの振興と体力向上を推進し、豊かな心を持ち、たくましく生きる、心身共に健康な児童・生徒を育成するとともに、健康教育、安全教育を通して、生命の大切さや人権の尊さについての理解を深め、自他の生命の尊重と安全確保の徹底を図ります。

さらに、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう食育の推進を図ります。

現状と課題

少子化や核家族化の進展、人間関係の希薄化などの中で、子ども（児童生徒）の生命を尊重する心、美しいものや自然に感動する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感などの弱まりが見られ、これらの「心」を育てる教育の充実が緊要な課題となっています。また、いじめ・不登校の問題は、未然防止、早期解決に向けた適切な取り組みが求められる教育上の課題の一つです。本市での不登校の発生件数（人

数）は、平成18年度=44件、19年度=57件、20年度=62件と、増加傾向にあり、不登校を予防する視点での施策の強化が求められています。さらに、子どもたちの「食」を取り巻く環境も大きく変化し、孤食や朝食の欠食など基本的な食習慣が身に付いていないなどの問題が生じており、「食」の大切さに対する意識の高揚を図ることが課題として挙げられます。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
不登校児童の出現率（小学校）	0.17%	0.20%	0.32%	0.10%
不登校生徒の出現率（中学校）	1.93%	2.55%	2.67%	1.0%
給食に地場産物を活用している学校の割合	—	—	46.2%	50%

今後の取り組み

1 道徳教育の推進

近年、子どもたちの自尊感情や規範意識の不安定さなど、心の活力が弱まっている傾向にあります。本市では、児童生徒が人間としてのあり方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道徳性を育成することができるよう、生命や自然の大切さを実感できる教育活動の取り組みと、自然体験や奉仕体験活動等を生かした道徳の時間の充実を図ります。

【主な事業】 ・「生きる力」を育む研究指定事業
・道徳教育推進事業

2 生徒指導の充実

日常的な指導の中で、教師と児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じてきめ細かな指導を行います。さらに、全教職員が一体となって、児童生徒の様々な悩みを受け止め、積極的に教育相談等を行います。また、いじめや不登校に積極的に関わる心の相談員やスクールカウンセラーとの連携により、問題行動等の未然防止と解消に努めます。何らかの心理的、情緒的要因により、不登校の状態にある児童生徒に対しては、適応指導教室「宇城っ子ネット」への通室を推進し、学校復帰を支援します。

【主な事業】 ・宇城っ子ネット事業・子どもたちの自立支援事業
・スクールカウンセラー活用事業

3 人権教育の推進

人権教育は生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要があります。学校教育においては、新しい学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を基盤として、人権尊重の精神の涵養が図られるよう、人権学習をはじめ、全ての教育活動を通して計画的・継続的な人権教育を推進します。

【主な事業】 ・「生きる力」を育む研究指定事業
・子ども人権集会

4 体育活動の充実

指導者の育成と資質向上を図り、児童生徒一人一人の興味・関心、能力・適性などに応じた多様な指導により、自ら運動に親しむ態度の育成と体力の向上に取り組みます。

さらに、学校・家庭・地域の連携を深め継続的にスポーツに親しめる環境づくりを推進するとともに、子どもたちの健全育成のため、地域スポーツへの参加を促します。

【主な事業】 ・児童生徒体力テスト事業
・総合型スポーツ地域育成事業

5 保健・安全教育の推進

心身の健康を自ら管理できる児童生徒を育成するため、学校保健安全委員会の活性化や教職員の共通理解により組織的に学校保健安全に取り組む体制を整え、子どもの現代的な健康課題に適切に対応する健康相談の充実や、薬物乱用防止教育の推進に努めます。

【主な事業】 ・学校保健安全委員会事業
・こころの健康アドバイザー事業

6 食育の推進

近年、偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。こうした現状を踏まえ保護者及び子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、給食主任や栄養教諭を中心として、食に関する指導の充実に取り組みます。また、学校における食育の生きた教材となるようにヘルスメイトの活用を介して、学校・PTAと連携しながら地域とのつながりを交え、学級園での食物栽培の取り組みや保護者向けの料理教室等の食育活動とともに、一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を進めていきます。

【主な事業】 ・宇城市食育推進計画

まとめ

宇城市

「生きる力」「心」を育てる教育と
「スポーツ振興」「食育」の充実を図ります。



「心」の教育で、
いじめ、不登校
を解決するばい

時代の進展に対応した教育の推進

基本方針

環境問題や情報化の進展等、時代の変化に対応できる子どもたちを育成するためには、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力など、変化の激しい社会を生き抜く力の育成をめざした教育を推進することが必要です。

このため、環境教育、キャリア教育、情報教育など、時代の進展に対応した教育を積極的に推進します。

現状と課題

地球規模の環境問題が深刻化する中、持続可能な社会の構築、低炭素社会を実現するための取り組みの必要性から、学校における環境教育の重要性が高まっています。本市では、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐことのできる人材を育成するため、全ての学校で学校版環境ISOに取り組んでいます。日常生活での実践には課題があります。

また、生き方指導としての進路指導の充実を図り、職場体

験や職場見学などの体験的な学習を充実させ、子ども（児童生徒）の望ましい勤労観・職業観や生きがいのある人生を築こうとする意欲・態度を育成する必要があります。

さらに、児童生徒のコンピューターやインターネットの積極的な活用とともに、情報モラルの育成が求められています。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
学校版環境 ISO に取り組んでいる学校数	18 校	18 校	18 校	18 校
職場体験に参加して有意義だと感じた中学生の割合	—	—	—	80%
情報モラル教育を実施している学校数	—	—	—	18 校

今後の取り組み

1 環境教育の充実

社会科や総合的な学習の時間等を活用するなど、体験的な学習を充実し、一人一人が人間と環境とのかかわりについて理解を深めるとともに、環境問題を自らの問題としてとらえ、環境を守る行動に結びつけていく取り組みを促進します。また、小学校5年生の児童を対象に、熊本県の公害の原点である水俣を訪問し環境について学習する、子どもエコセミナー事業を充実します。

（主な事業） ・ こどもエコセミナー事業 ・ 学校版環境 ISO 事業

2 勤労観・職業観の育成

児童生徒に早い段階から自らの能力・適性や興味・関心と、将来の自分の人生とを関連づけて考えさせ、しっかりと勤労観、職業観を身につけさせることは大変重要です。このことから、職場見学・職場体験などの啓発的体験を充実させ、児童生徒が自己の将来や進路に対して理解を深めながら、集団や社会の中で自己を生かそうとする態度や能力を育みます。

（主な事業） ・ キャリア教育推進事業

3 情報教育の推進

高度情報通信ネットワーク社会が進展していく中、子どもたちが、コンピューターやインターネットを活用し、情報社会に主体的に対応できる「情報活用能力」を育成するとともに、情報化の影の部分への対応としてインターネット上の違法・有害情報等に適切に対応できるよう情報モラル教育の充実を図ります。

（主な事業） ・ 情報教育推進事業

まとめ

宇城市

生きがいのある人生への意欲育成と
情報技術活用能力の育成を目指します。



急激な時代の変化
に合わせ、教育も
変化が必要はい

安心・安全な教育環境の整備と教職員の資質向上

基本方針

学校施設は、児童生徒等が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割をも果たすことから、その安全性の確保は極めて重要であり、耐震化の推進が喫緊の課題となっています。耐震化診断において、大規模な地震による倒壊等の危険性の高い小中学校施設については早急に耐震化を進めます。また、教員の校務のICT化を推進し、一人1台のコンピューターの整備を図ります。さらに、多様な教育課題に対処し、教育効果を一層高めるため創意と意欲に満ちた教職員の資質向上に努めます。

現状と課題

本市の小中学校施設86棟のうち21棟が改築や耐震化補強が必要とされています。これらの施設は、平成27年度までに耐震化を図ることとなっており、倒壊等の危険性の高い(Is値0.3未満の)施設から早急に耐震化をすすめます。

また、学校の課題の一つとして、教員の校務事務の多忙化により、児童生徒と向き合う時間や教材研究などの教務に

充てる時間が不足していることがあげられますが、校務の情報化による校務の軽減、効率化は十分ではありません。

さらに、学習指導力や生徒指導・進路指導力の向上、規範意識の醸成、保護者対応等、教師にとってこれまで得てきた経験や方法だけでは対応しきれない状況にあり、研修などによるさらなる知識や技能の習得が必要となっています。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
学校施設の耐震化率	50.6%	54.1%	75.0%	100%
教職員パソコンの整備率	40.0%	40.0%	40.0%	100%
生徒指導主任研修会の実施回数	—	—	—	2回

今後の取り組み

1 学校施設の耐震化

学校の安全性の確保は極めて重要であり、耐震化の推進が喫緊の課題となっています。本市では、大規模な地震による倒壊等の危険性の高い（ l_s 値 0.3 未満の）小中学校施設から、早急に改築・補強工事を行い、平成 27 年度までに耐震化が完了するよう取り組みます。

（主な事業） ・ 学校耐震補強事業

2 情報環境の整備

教員一人 1 台のコンピューター配備を促進し、校務の情報化を推進するとともに、校内 LAN の計画的整備により、校務 ICT 化をすすめます。また、すべての教員が情報機器を活用したわかりやすい授業を展開できるよう、教職員研修の充実を図ります。

（主な事業） ・ 学校 ICT 環境整備事業

3 教職員の指導力向上

学習指導要領に基づき、計画的に学力向上を図る学習指導力や規範意識の醸成、学ぶ意欲や態度の育成のための生徒指導・進路指導力などの向上のため、経験や階層に応じた研修などを積極的に開催します。

（主な事業） ・ 校内研修（OJT）事業 ・ 学校訪問事業

まとめ

宇城市

校舎耐震化やコンピューター配備、教職員の資質向上に努めます。



安心して
意欲的に学べる
環境をつくるはい

青少年育成施策の推進

基本方針

市内の青少年が犯罪に巻き込まれないように街頭指導・見守りを強化することで、安全に暮らせる環境をつくるとともに、色々な体験をとおして「生きる力」を育む事業を実施し、次世代を担う青少年を学校・地域・家庭で連携し、地域の教育力の充実と向上を図り、「地域の子どもは地域で育てる」ことを目指します。

現状と課題

近年青少年を取り巻く環境は、少子化や核家族化が進んだことから、地域との交流機会が減少し人間関係も希薄化しているといえます。情報の氾濫や環境の変化による犯罪の低年齢化が進み、青少年が有害情報のトラブルに巻き込まれる危険性も大きくなってきています。

今後は、巡回指導・パトロールを強化し、保護者への情報提供・啓発活動を実施することにより非行防止に繋げてい

くとともに、通学合宿をとおして学校・地域・家庭が共に協力し「地域教育力」を向上させていく必要があります。

また、子どもたちは部活・塾等で忙しい毎日を過ごし、交流事業に参加できないでいる状況があります。親子のふれあいや、体験活動を重視した事業を実施するうえで、参加者を増やすことが今後の課題です。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
通学合宿実施地区数	2 地区	6 地区	11 地区	13 地区
子ども見守りボランティア会員数	6 人	22 人	38 人	130 人
交流事業参加者数	180 人	603 人	1,110 人	1,300 人

今後の取り組み

1 「地域教育力」の向上

「地域教育力」の向上に向けて、学校・地域・家庭がひとつになって、家庭の重要性の啓発や、親子で参加する事業の実施に取り組みます。

（主な事業） ・挨拶運動の実施 ・親子で参加する事業（ケーキ作り・山登り等）

2 青少年を非行・犯罪から守る環境づくり

青少年を非行や犯罪から守る環境をつくるために、保護者に対し有害環境に関する情報を提供するとともに、学校と連携し裏サイト等を把握した場合には削除するほか、チラシ等による保護者・子どもたちへの啓発に取り組みます。

（主な事業） ・街頭指導 ・下校時の青色パトロール ・看板等の設置 ・チラシの作成

3 「生きる力」を育む事業の推進

青少年の「生きる力」を育むために、自然体験・日常生活の基本体験・ボランティア体験等を重視した事業参加を促進するとともに、青少年育成団体の活動の環境づくりに取り組みます。

（主な事業） ・宇城っ子のつどい ・児童通学合宿 ・子ども会・緑の少年団の他団体との交流

まとめ

宇城市

青少年を守る環境づくりと
ボランティアなど事業参加を推進します。



青少年が
健やかに育つ
まちづくりを
するばい

人権教育の普及・啓発 の推進

基本方針

行政・学校・家庭及び地域が一体となり、市民参加型事業として「人権フェスタ」などの様々なイベントや各種教室・講座などを開催し、市民が「人権」を身近なものとして考える人権意識の高揚を図り、人権尊重社会の実現を目指します。

現状と課題

本市の人権教育の推進を図るため、「宇城市人権教育推進協議会」を設置し、人権教育推進事業（社会教育・行政・就学前教育・学校教育の4部会の活動）に取り組んできました。

その中でも「人権フェスタ」については、市内5ヶ所で開催することにより2,500人を超える多くの市民の参加が得られ、市民の人権意識の普及・高揚が図られています。また「ふれ愛学習会」については、青少年の時期から人権教育を学び、差別をなくす行動ができる子どもたちのなかまづくりにつながっています。

しかしながら、市民意識調査結果から地域間・年代ごとにおける人権意識に差が生じていることが明らかになったため、今後はあらゆる差別をなくし、市民全体へ人権教育の普及・啓発を推進する中で、それぞれの地域における人権教育に関わるリーダーを育成することが課題です。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
人権フェスタの参加者数	2,570人	2,321人	2,539人	3,000人
ふれ愛学習会の参加者数	300人	344人	285人	300人

今後の取り組み

1 人権教育推進体制の整備

人権教育の推進を図るため、「宇城市人権教育推進協議会」を年2回以上開催し、人権教育啓発基本計画の策定を踏まえた啓発活動の推進と人権教育の充実に取り組みます。

主な事業 ・ 人権教育推進協議会運営事業

2 人権教育啓発事業の充実

市民の人権意識の高揚を図るため市内5ヶ所で「人権フェスタ（人権教育啓発イベント）」を開催し、平成26年度3,000人の市民参加を目標に取り組みます。

小・中・高校生を対象に差別に負けない、差別を許さない子どもをつくるため「豊野町コミュニティセンター」で「ふれ愛学習会」を継続して開催します。

主な事業 ・ 人権フェスタ運営事業
・ ふれ愛学習会運営事業

3 地域人権教育指導員の活用

人権教育推進を目的とした各種研修会や事業等に指導員を派遣し、人権に関する指導や学習活動の支援に努めます。

主な事業 ・ 人権教育指導事業

4 人権に関する市民意識調査の実施

平成20年度の調査結果を踏まえ、今後も市民の現状把握・分析を行うため平成25年度の調査実施に取り組みます。特に調査票の回収率:40%（前回33%）、基本的人権の認識:90%（前回80%）の改善を目標に取り組みます。

主な事業 ・ 人権に関する市民意識調査事業

5 豊野町コミュニティセンターの役割・機能の充実

啓発の発信拠点として位置付け、各種教室・講座の内容を常に振り返り、市民に身近な学習の場を提供する。平成26年度までに講座数の充実（平成20年度8講座を10講座）に取り組みます。

啓発者となるべきリーダー人材の育成を図ります。

主な事業 ・ 豊野町コミュニティセンター管理運営事業
・ 教室・講座運営事業 ・ 相談事業

6 人権相談事業の充実

人権擁護委員の増員を機に、こまやかな相談体制を強化し、市民の人権侵害案件の解消を図ります。人権相談は年36回開設。また、委員相互の連携を図るため年4回の委員会議を開催し、相談事業の調整やスキルの向上を図ります。

主な事業 ・ 人権相談事業
・ 人権擁護委員連絡事業

まとめ

宇城市

「人権フェスタ」など人権教育の普及啓発と地域の人材育成に取り組みます。



人権意識の高揚
で差別のない
社会にするばい

生涯学習の充実

基本方針

教育基本法の改正及び社会教育法の一部改正を踏まえ、市民が生涯学習で習得した学習成果を学校や地区公民館活動、地域の教育活動に活かし、市民の学習活動と地域社会の教育活動の循環に繋がるような学習機会の提供を行います。

また、幼児期・青少年期・成年期以降の各ライフステージ別に基本的目標を設定し、家庭と学校及び地域が一体となった学習活動支援策を展開します。

現状と課題

生涯にわたり新たな知識や技術を習得したいという市民の学習ニーズは益々高まっており、高度化する社会の発展に伴い多様化しています。

さらなる生涯学習社会の実現のため、市民の学習機会の一層の充実が図られるよう、一人ひとりの学習ニーズに応じることができるような情報の収集・提供や学習相談に応じる体制の整備を行っていくことが必要です。さらに、学校支援活動、社会教育活動、地域活動、ボランティア活動など、さまざまな分野において、生涯学習の成果を生かす機会の

充実を図るよう、各種の施策を推進するとともに、生涯学習の成果を生かす機会について、市民にわかりやすい情報提供に努める必要があります。

また、生涯学習拠点施設および関連施設は類似した施設が多く老朽化しており、有効的かつ効率的な運用ができていないとは言い難い状況です。このため、利用状況や必要性などを精査し、施設の統廃合を視野に入れた整備・管理運営計画を検討しなければなりません。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
公民館関係施設利用者数	—	180,128 人	151,262 人	150,000 人
地域ボランティア登録数	—	87 人	161 人	200 人

今後の取り組み

1 家庭の教育力向上

家庭を基盤として、保育園・幼稚園・学校とともに、子どもたちの基本的な生活習慣や態度、豊かな感性を育てるために、保護者に学習情報や学習の機会を提供します。

主な事業 ・子育て学習支援事業 ・家庭教育学級
・家庭教育支援事業

2 地域の教育力向上

地域が家庭と連携しながら、次代を担う子どもたちの健全な育成に関わることができるよう、学習と実践の機会を創出します。

主な事業 ・放課後子ども教室推進事業
・学校支援地域本部事業 ・児童通学合宿事業

3 生涯にわたって自ら学習する環境づくり

市民一人ひとりの人生を豊かなものにするとともに、家庭や地域社会を担う中核的な役割を果たすために、自ら進んで学習する人たちを支援します。

主な事業 ・地区自治公民館活動活性化事業
・公民館講座における現代的課題の取り組み
・社会教育関係団体の学習活動支援

4 生涯学習情報の提供

市民の幅広いニーズにこたえることができるよう、生涯学習に関する広範囲な情報を収集し、広報紙やホームページなどを通じて定期的に情報を提供します。

主な事業 ・生涯学習推進事業

5 学習基盤の整備

教育施設管理運営検討委員会（仮称）の設置により、生涯学習拠点施設および関連施設の有効的・効率的な運用のための整備・管理運営計画を策定します。

主な事業 ・教育施設整備事業

まとめ

宇城市

教育力向上、情報提供、施設充実などニーズに応える学習環境づくりを推進します。



学ぶ意欲に応える
環境づくりを
するばい

市民に親しまれる 図書館づくり

基本方針

市民が身近な学習の場として図書館を利用することができるように、市民の必要とする学習情報を積極的に提供し、子どもから高齢者まで、だれもが気軽に学べる機会づくりを推進します。移動図書車を導入して、住んでいる地域や図書館への移動手段の有無に関わらず、市民が必要に応じて図書を利用できるようにします。

また、宇城市立中央図書館を中核施設として、「宇城市こどもの読書活動推進計画(宇城っ子うきうき読書プラン)」を着実に実施することにより、生涯学習社会の中で生きる力の基礎を培います。

宇城市の歴史を伝えるため、積極的な宇城市の関係資料の収集と保存に努めます。

現状と課題

図書館には約30年を経過している建物もあり、維持管理に経費がかさんでいます。また、これまで子どもの読書活動を推進するために、学校への団体貸出配本事業等に取り組んできましたが、貸出冊数が低迷しています。

平成22年度には、移動図書車を導入し、図書館を直接利用することが困難な市民への図書館サービスの充実を図りま

す。今後は、十分な図書館活動の啓発をすすめるとともに、より充実した図書館サービスを提供して読書離れに歯止めをかける必要があります。

また、宇城市立図書館全体の蔵書計画を検討する必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
市民一人あたり年間貸出冊数 〔貸出冊数 / 区域人口〕	5.11 冊	6.08 冊	5.91 冊	6.50 冊
市民一人あたり蔵書冊数 〔蔵書数 / 区域人口〕	3.27 冊	3.45 冊	3.66 冊	3.80 冊
登録者一人あたり年間貸出冊数 〔貸出数 / 登録者数〕	16.19 冊	17.42 冊	15.72 冊	18.00 冊

今後の取り組み

1 生涯学習の場としての拠点づくり

市民の身近な学習の場・安らぎと憩いの場になるよう、貸出やレファレンスの機能を充実させるとともに、広場や敷地内緑化など維持管理を行い安全快適に利用できるようにします。また、ボランティアと協力しておはなし会や書架の整理などの図書館活動を推進します。

主な事業 ・ 図書館管理運営事業

2 図書館の取り組みに関する周知

図書館だよりやホームページを利用して、図書館の持つ資料、活動などの情報発信の充実を図り、利用者にとって有用な情報を提供します。

主な事業 ・ 図書館だよりの発行事業
・ ホームページの更新事業

3 子ども読書活動の推進

図書館と学校・保育園等の連携によって、学校への出張おはなし会、調べ学習の支援、団体配本等を実施し、子どもが身近に図書に接する機会を提供し読書活動の推進に努めます。また、乳児検診時にブックスタート事業を行い、乳幼児の親子への読書活動を支援します。

主な事業 ・ 童話発表大会の実施
・ 読書感想画コンクールの実施
・ ブックスタート事業

4 移動図書館の充実

図書館を直接利用することが困難な市民及び学校等に図書館サービスを提供します。

主な事業 ・ 移動図書館の運行

まとめ

宇城市

図書館の有効利用促進と
図書館のサービス向上を目指します。



図書館の充実で
学ぶ意欲
向上ばい

個性あふれる 文化活動の推進

基本方針

平成20年度から、松橋総合体育文化センター、小川文化センター（文化ホール）は指定管理者が管理しており、管理コストの軽減及び市民サービスの充実を目指しています。

また、宇城市三角センターは平成21年1月に改修が完了し、引き続き安心して安全な施設の管理運営を直営で行っていきます。

不知火美術館は美術品の収集のほか、展示会や各種講座を開催し、市民が親しみやすく気軽に利用できる美術館を目指します。

このような施設を文化活動の拠点として、自らを表現する活動や発表の場として提供し、自主的な文化活動を支援することで、文化と伝統が息づいたまちづくりの推進を目指します。

現状と課題

平成17年度から毎年「宇城市伝統文化芸能まつり」を開催しています。例年10数団体の伝統芸能が披露されており、地域において伝統文化継承の機運が高まっています。開催にあわせ地域に埋もれている各種民俗芸能の発掘の調査にも努めていますが、地域で伝承されている伝統文化が、少子化の影響で後継者不足になっており、団体によっては後継者育成が難しい状況となっています。

文化祭について、合併直後は旧町毎に開催されていまし

たが、平成20年度から宇城市合同文化祭が開催され、文化協会が自立した企画運営を行い、旧町の代表者が集うことで、市民相互の連携も見られます。しかし合同文化祭の開催により、旧町毎の出演団体が制限されることもあり、旧町独自の発表会も継続して開催されています。今後は合同文化祭式典等の注目度を上げ、多くの集客が見込める企画も必要とされます。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
マナブ間部記念宇城児童・生徒絵画作品応募数	—	—	662 作品	1,200 作品
伝統文化芸能まつり出演団体数	13 団体	14 団体	11 団体	15 団体
文化ホール等利用者数	156,584 人	163,150 人	179,224 人	190,000 人

今後の取り組み

1 文化活動の推進

文化ホールを活用して、伝統文化芸能まつりを開催します。あわせて各行政区毎に出演依頼をして伝統文化の継承状況の把握をします。文化祭は文化協会が自主的な企画運営により開催されていますので、今後も自立した運営ができるよう支援に努めます。

主な事業 ・ 伝統文化芸能まつりの開催 ・ 文化祭開催支援事業

2 文化施設の活性化

文化ホールは指定管理者による運営を継続し、管理運営コストの削減及び市民サービスの向上を図ります。改修された三角センターについて、利用者が安心して安全な利用ができるよう管理運営を行っていきます。美術館は地域に密着し、より多くの市民に親しんでもらえるような企画運営に努めます。

主な事業 ・ 文化ホールにおける自主事業の開催指導 ・ 三角センター管理運営事業
・ 美術館における企画展の開催

3 県立博物館の整備推進事業

県文化施設の拠点として県央に博物館が建設されることで、より一層の市民文化意識の高揚を図ることができます。そこで、県に対して継続的に早期着工の要請を行います。

主な事業 ・ 早期着工を要請

まとめ

宇城市

文化施設の整備活性化、文化活動の推進で市民文化意識高揚を図ります。



文化と伝統息づく
魅力あるまちづくり
をするはい

文化遺産の保存と活用

基本方針

市内には貴重な文化財が数多く残されており、これら歴史遺産の調査・研究を積極的に行い、遠い祖先が私たちに残してくれた財産を保存・整備するとともに、それらの財産の活用を図りながら、次の世代へと継承していきます。

そして、市民の歴史への関心・郷土愛を深めるために、地域に密着したより身近な文化財の提供を行っていきます。

また、三角西港が「九州・山口の近代化産業遺産群」の一つとして世界遺産に登録されるよう強力に推進し、世界的保護と活用に取り組んでいきます。

現状と課題

文化財の調査・研究は少しずつ進展していますが、もっと市民の身近なものにしていくために、遺跡分布地図等を作成し広く周知していくことが大切です。他市と比較し、本市は遺跡数も多く、面積も広いため、学芸員の増員充実が必要とされています。

また、本市には4つの郷土資料館があり、それぞれに地元の特色を生かした資料を展示しています。地元に関する文化財を展示公開することによって、親しみをもたれ、一定の効果をあげていますが、効率的な運営を行う観点から、施設の統廃合や整備・充実が求められています。

三角西港については、世界遺産国内暫定一覧表に記載されたことを受け、「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産推進協議会が設立されました。「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会専門委員会において構成資産の評価が行われた結果、評価基準に合致し、引き続き構成資産として世界遺産を目指すこととなりました。「九州・山口の近代化産業遺産群」の28の構成資産の一つとして、さらなる価値向上を図り、早期の本登録を目指す必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
埋蔵文化財調査件数	—	—	60 件	80 件
資料館来場者数	6,755 人	7,785 人	7,184 人	8,000 人

今後の取り組み

1 文化遺産や伝統文化の保存・活用

個人住宅やアパート、店舗、工場の建設等のために失われていく遺産も多く、遺跡詳細図面等を作成し周知するとともに、市民や事業者に包蔵地（周知の埋蔵文化財）や遺跡の重要性を理解していただき、協力を求めています。

また、各郷土資料館の収蔵品については、資料整理を行い、さらなる調査・活用策を検討していきます。

主な事業 ・文化財の調査・保存事業
・遺跡詳細地図作成事業

2 ふるさと学習の推進

身近な歴史遺産の提供を行うため、市内指定文化財の案内板や説明板の設置充実を図り、市民への周知に努めます。

また、史跡めぐりやパンフレットの作成等により文化財への理解を深め、協力を求めます。

主な事業 ・文化財パンフレット作成事業
・文化財案内板確認事業

3 文化創造の新たな担い手の育成

文化財への意識の高揚を図るために、文化財保護審議会の委員を中心に、文化財に関心を持つ人たちの掘り起こしや、新たな担い手の育成を行います。また、認識をより深めてもらうために、地元の人たちによる清掃活動やパトロール活動を活発化していきます。

主な事業 ・文化財育成者事業

4 世界文化遺産登録の推進

三角西港の世界文化遺産登録の推進及び市民への理解を深めてもらうため、民家の個別調査や資料の収集を行い、歴史解明に力を入れていきます。

主な事業 ・三角西港世界遺産登録推進事業

まとめ

宇城市

文化財の保存活用、理解の普及で、より魅力的なまちを次世代へ継承します。



三角西港
世界遺産登録を
目指すばい

コミュニティ活動による 協働環境づくり

基本方針

「自分たちの地域は、自分たちの手でよくする」という協働意識を育み、市民が支え合い、協力し合う新たな地域コミュニティを形成し、市民と行政が力を合わせて施策を推進することで、住みよいまちづくりを目指します。

また、自主的にコミュニティ活動に取り組むことができる環境づくりを支援し、地域の特色を活かした活動を推進していきます。

現状と課題

本市では、住民自治の基盤的組織である自治会を中心に、老人クラブや婦人会などのさまざまな地域活動団体が組織され、美化活動、環境保全活動、防災活動などの地域活動が行われています。しかし、少子高齢化や価値観の多様化による組織加入率の低下や個人、家庭生活と地域社会のつながりの希薄化にともない、地域社会がこれまで備えていた助

け合いや社会教育の場としての機能が低下しています。

今後、このような状況に対処し、住民が住みよい生活環境を維持・創造していくためには、自治会などを中心とする地域におけるコミュニティ活動を振興し、市民協働の取り組みを進めていくことが一層重要となります。



指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
市民意識調査満足度 〔地域における活動が活発なまち〕	—	—	18.2%	30%
まちづくり1%事業 提案採択件数	—	—	26件	40件

今後の取り組み

1 コミュニティ意識の高揚と組織の強化

市民の一番身近な生活の場として、また、防災、防犯、福祉、環境など日常のあらゆる分野において、重要な役割を担う自治会や婦人会、老人会など地域活動団体のさらなる組織強化を支援します。

また、広報紙、ホームページを利用してコミュニティ活動の大切さ、重要さを伝えていきます。

2 交流の促進と連携の強化

嘱託員研修や地域で開催される各種研修会などに出向き、市内の先進的な取り組みを紹介することで、コミュニティ活動に関する学びの場を提供し、よい取り組みを市全体に拡大していきます。

また、組織内、組織間の交流の促進を図ります。

3 コミュニティ施設の整備

コミュニティ活動の主な場となる地区公民館は人口集中による狭小化、時間の経過による老朽化、利用者の高齢化による利用のしづらさなどの問題点があります。それらの問題を解決するため、施設整備に関する施策の整備をすすめるとともに、民間の支援制度等に関する情報を提供し、利用のための支援を行います。

主な事業 ・ コミュニティ事業

4 コミュニティ活動支援施策の整備

市民の自主的なコミュニティ活動を促進するため、「市民提案型まちづくり 1% 事業」など、だれもが利用しやすい支援施策の整備に取り組みます。

主な事業 ・ 市民提案型まちづくり 1% 事業

5 協働意識の醸成

協働に対する理解と実践意識を市民に浸透させていくため、協働事業の広報啓発に努めます。

また、協働に関するシンポジウムを開催します。

主な事業 ・ 市民提案型まちづくり 1% 事業

まとめ

宇城市

施策整備と広報啓発で市民と行政が力をあわせたまちづくりを推進します。



自分達のまちは
自分達で
よくするばい

地域づくり活動の 支援と活性化

基本方針

市民(個人)、市民活動団体(NPO、地域づくり団体など)、行政、企業等がそれぞれの立場で、お互いの特色を活かした地域づくり活動をすすめることで、安心・安全で夢のあるまちづくりを実現します。

また、多様化する市民ニーズに対応するために、市民の声を市政に反映する協働事業を推進していきます。

現状と課題

近年、ライフスタイルや価値観が多様化する社会の中で、人と人とのふれあいや連帯感が希薄化する傾向があります。一方、深刻化する環境問題や高齢者の福祉対策などについて関心が高まっており、身近な地域づくりを支える市民の自主的な活動が重視されるとともに、自らが社会に貢献しようとする意識のもと、さまざまな分野においてボラン

ティア活動が展開されつつあります。

今後、地域活性化において、行政との役割分担のもと、こうした市民や団体、NPO法人による地域づくり活動、また社会を支える公益的な民間活動が重要であり、その活動を育成し、活発化するための環境づくりが必要となっています。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
市内に拠点を持つ NPO 法人の数	10 団体	12 団体	14 団体	25 団体
まちづくり 1% 事業提案採択件数	—	—	26 件	40 件
宇城市地域づくりネットワーク 推進協議会の開催	—	—	1 回	3 回

今後の取り組み

1 情報の提供と課題の共有化

広報紙やホームページにより市の財政状況、事業の実施状況などの情報を提供することで、市が現在抱えている、また、今後生じるとされる問題点の共有化を図ります。それにより、市民のニーズに応えていくために、今後、市が取り組むべき課題を明確にしていきます。

2 人材・組織の育成

地域づくり活動の主体となる NPO、地域づくり団体などの人材の育成を支援します。また、定年を迎えた団塊の世代など、専門的知識や経験を持った人材を活かす取り組みをすすめます。

（主な事業） ・宇城市地域づくりネットワーク推進協議会 ・市民提案型まちづくり 1% 事業
・地域づくり団体補助金

3 協働事業の推進

「宇城市市民協働のまちづくり推進指針」に則って、市民、行政、企業など、それぞれの果たすべき役割を明確にした上で、協働事業を推進していきます。

（主な事業） ・市民提案型まちづくり 1% 事業

まとめ

宇城市

団体間の交流、情報提供、人材育成発掘でボランティア活動を支援します。



ボランティア活性化
でよりよいまち
づくりをするばい

男女共同参画による まちづくり

基本方針

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、「宇城市男女共同参画推進条例」、「宇城市男女共同参画計画」に則り、市・市民・事業者の協働により、職場・地域・家庭・学校で積極的に啓発活動を行います。また、固定的性別役割分担意識の払拭など解決すべき課題に向けて、より多くの人に男女共同参画社会の必要性が浸透するよう着実に推進します。

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画計画策定、条例制定、宣言都市といった初期の目標は達成され、また、市民と各種団体代表からなる審議会と推進委員会の2つの組織が設置されました。

しかしながら、固定的性別役割分担意識の払拭など、解決すべき課題はいまだに多く、男女共同参画が本当に理解されるように推進していく必要があります。

また、少子高齢化のさらなる進展により、今後、生産年齢人口も減少し、労働力不足となることから女性の社会進出が不可欠となってきます。そのための働きやすい職場環境づくり（ワーク・ライフ・バランスの推進、セクハラ・パワハラ防止の啓発）、女性のキャリア形成を支援するためのポジティブ・アクションなどを推進する必要があります。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
審議会等における女性の登用率	23.1%	24.2%	22.8%	30.0%
パートナーシップ・フェスティバル参加者満足度	—	—	68.4%	80.0%

今後の取り組み

1 啓発・研修の充実

職場・地域・家庭・学校など身近なところから、性別による固定的役割分担意識をなくすることが重要です。これは社会のさまざまな分野で男女の不平等感を根強く存在させる要因となっているためです。この意識の払拭のため、講演会やセミナーなどを通して、より多くの人に男女共同参画社会の必要性が浸透するよう啓発を進めます。

また、働き方を見直し、男女が仕事とともにあらゆる場面で生き生きと暮らせるように、企業におけるワーク・ライフ・バランス研修の実施を推進します。

さらに、働きやすい職場環境づくりとして、セクハラ・パワハラ防止の啓発に努めます。

主な事業 ・パートナーシップ・フェスティバル ・パートナーシップ・セミナー ・パートナーシップ通信
・各種団体・企業への啓発

2 政策・方針決定の場への女性参画の拡大と女性リーダーの育成

政策の決定は、市民の生活に大きな影響を与えることから、政策・方針決定の場への女性参画の拡大が望まれます。国は「男女共同参画基本計画」において、審議会などの委員における女性の比率について、30%を目標値としていることから、本市においても女性人材リストの登録拡充を図り、国と同様に2020年までに、女性登用率30%の実現を目指します。また、女性リーダーを育成し男女共同参画社会の促進を図ります。

主な事業 ・男女共同参画社会推進委員会の開催 ・男女共同参画庁内推進会議の開催 ・人権教育啓発推進員研修会の開催
・女性人材リスト登録

3 市民意識調査と男女共同参画計画（第2次）の策定

市民3,000人に男女共同参画に関する意識調査を実施し、前回（平成17年度）調査との比較分析を行います。その結果をもとに前回計画を見直し、現状に合った男女共同参画計画（第2次）を策定します。

主な事業 ・男女共同参画社会推進委員会の開催 ・男女共同参画庁内推進会議の開催 ・市民意識調査の実施
・男女共同参画計画（第2次）の策定

まとめ

宇城市

啓発事業の実施で働きやすいまちづくりとワークライフバランスの推進を図ります。



男女共同で充実した暮らしを実現するばい

国際交流の充実と 国際化の推進

基本方針

あらゆる分野においてグローバル化・ボーダレス化が大きく進み、地域がその個性・特性を活かした交流・活動を行うことが一層求められるようになっていきます。本市は、日本を代表するまちとして、個性ある歴史・伝統・文化などを生かし、その魅力により様々な分野で国内外から多くの人、物、情報などが集まり、多彩な交流が活発に行われる国際交流都市を目指します。

また、友好・姉妹都市等との交流を推進し、交流の成果を市民全体で共有するとともに、異なる文化との交流や体験を通じて市民の多文化理解やふるさと意識を高め、地域の活性化につなげていきます。

また、外国からの来訪客を市全体で「もてなす」という雰囲気醸成します。

現状と課題

交通や通信手段などの発展に伴い、国際化の進展は急速に進み、個人や企業、団体などが地球規模で行動しており、広範な市場やネットワークが拡大しています。また、国際化が地域や市民レベルで進展しており、本市においても、小・中学生を対象としたホームステイ事業や交流事業、個人・団体に対する交流・研修を支援しています。

今後も、外国の都市と姉妹・友好都市締結を図り、相互交流を活発に行うとともに市民のだれもが参加できる交流を

行い、市民の国際感覚の醸成を図る必要があります。

地域においては、異なる文化を持つ人々が、地域の一員として受け入れられ、日常生活で不便や困難を感じることなく、共に認め合い、安心して生活できるよう、多文化共生社会の構築の市民意識を醸成する必要があります。

また、外国からの来訪客が今後も増えることが予測されるため、積極的に「もてなす」ことができるよう市民や関係団体と協力して取り組みを推進していきます。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
外国人登録者数	191人	230人	257人	220人
市民による交流事業への支援数	3回	5回	6回	10回
ALT一人あたりの児童生徒数	1,852人	1,829人	1,788人	1,720人
外国語（英語・中国語）に興味を持った児童生徒の割合	85%	88%	90%	98%

今後の取り組み

1 姉妹・友好都市との交流

外国の都市と、姉妹・友好都市の締結を行い、市民だれもが双方向の交流に参加できるシステムづくりを推進し、国際交流の輪を拡大します。

主な事業 ・ 姉妹、友好都市交流推進事業

2 情報共有に向けた取り組み

訪問・交流事業を実施するだけでは、市民の多文化理解やふるさと意識を醸成することはできないため、事業実施においては、交流の様態や参加者の感想等を市広報紙やホームページへ掲載するなど幅広くメディアを活用して市民に周知し、市民全体が交流内容を共有できるような情報発信を進めます。

主な事業 ・ ホームページコンテンツの作成
・ 広報紙等を利用した PR

3 市民による国際交流の支援

市民や団体が行う国際交流の場を平等に設け、文化、スポーツ、経済など多岐にわたる国際交流・研修を積極的に支援します。

また、外国人来訪者を「もてなす」ことができるような市全体としての体制づくりを、市民とともに検討します。

主な事業 ・ 国際交流事業助成金交付事業

4 国際社会に貢献できる人材づくり

児童生徒が英会話・中国語に慣れ親しみ、外国人と直にふれあう機会を提供し、国際社会に貢献できる心身ともに豊かで、知性あふれる児童生徒の育成を図るため、「英会話」、「中国語」、「伝統食文化」の学習を重点項目として継続します。

また、語学力の向上と国際感覚を養うため、中学生等を対象とした相互のホームステイ事業を推進します。

主な事業 ・ 教育課程特例校事業
・ 中学生海外派遣事業

5 外国人との会話の機会の提供

外国人による生の外国語を聞くことにより、外国人と積極的に会話ができるよう、ALT（外国語指導助手）による英会話教室など外国語講座を開催し、国際交流の担い手となる人材の育成を図ります。

主な事業 ・ 招致外国青年就業事業
・ 中学生と ALT の交流事業

6 外国籍市民等との交流

外国籍の市民等とふれ合いや交流を通じ、その国の文化を理解し、身近なところから国際理解の意識を醸成します。

主な事業 ・ 外国籍市民支援・交流事業
・ 外国語講座

まとめ

宇城市

国際交流支援推進で、多文化理解とふるさと意識の高揚を図ります。



多文化交流で
自らの魅力
再発見ばい

広報・広聴機能の充実

基本方針

これからのまちづくりは、国に依存することなく、自らの決定と責任において「自分たちのまちは自分でつくる」という理念のもとに、市民と行政がよりよいパートナーとしてお互いの知恵と力を出し合う「市民協働によるまちづくり」が重要です。

そのために、広報紙やホームページなどで行政情報を積極的に提供し、市民との情報の共有化を図り、相互の信頼関係を築いていきます。また、行政の透明化や市民参画の充実を受けて、市民の市政に対する要望・苦情はたいへん厳しくなっており、より一層の説明責任を果たしていくことが求められています。市政への意見・要望を広く受け付けることにより、市民ニーズへの対応と情報の共有化を図っていきます。

現状と課題

広報は、各種行政活動の啓発・周知・報告をはじめ、市内のトピックスの掲載等、市内の情報伝達を行い、住民生活に必要な地域情報の提供に寄与しています。特に広報紙は、印刷業者の競争入札や文章のコンパクト化をしたことにより大幅に予算を減額することができました。

広報紙は全世帯に情報提供できますが、月1回発行のため速報性に欠けます。また、ホームページは速報性がありますが、パソコンが必要となり、高齢者などIT機器に不慣れな人も多いのが現状です。それぞれの長所を生かし、不十分な点

を補うことができるように工夫しながら、市民が必要とする情報の積極的な提供を進めていく必要があります。

広聴では、市民が市政に気軽に参加し、意見できる体制づくりを行っています。しかし、市民からの声については個人的なものが多く、要望・苦情が大半を占めているという現状があります。今後は、それにとどまらず、宇城市のまちづくりに関する提言などを得ることができるようなしなかけを作っていくことが重要です。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
広報紙の発行回数	24回	16回	15回	12回
ふるさとメール登録会員数	960人	1,030人	1,100人	1,500人
行政懇談会の参加者数	788人	767人	807人	900人

今後の取り組み

1 広報紙の充実（市民が読みたくなるような広報紙づくり）

行政情報を市民の視点で読みやすく編集し、市民が思わず手にとりたくなるような魅力ある紙面をつくりまします。また、地域のことを知りたい、関わりたいと思いつながら、仕事や生活に忙しくななな接することができない市民に、地域のお得な掘り出し情報をお届けするとともに、地域課題を共有できる話題を取り上げ、地域活動への参加の糸口となるよう工夫します。

（主な事業） ・ 広報事業

2 ホームページの充実（ホームページでの積極的な情報提供）

インターネットを利用した情報提供をそれぞれの事業の担当課で自主的に行うことができるよう、IT推進リーダー会議や定期的なホームページのパトロールなど、いま一度、掲載内容を確認する機会を設け、共通認識を持ち、情報量の増加とリアルタイムな情報発信を図ります。

（主な事業） ・ ホームページ事業

3 広聴機能の充実（市民の声を市政に反映する仕組みづくり）

市民ニーズを行政に反映して市民と行政が協働してまちづくりを推進していくために、広聴の機会を充実させます。また、直接、市民の声を拾うことができるよう配慮するとともに、市民の声を蓄積し、共有化することで、市政（政策・施策・事業）にフィードバックする仕組みを構築します。

（主な事業） ・ 行政懇談会 ・ 市民の声直通便 ・ まちづくり市長談話室 ・ 行政相談 ・ 市政モニター

まとめ

宇城市

市民への情報提供品質の向上でより広く意見、要望を受け付け、市政に活かします。



情報共有で
よりよい
まちづくりを
するばい

総合的な行政運営体制 の確立

基本方針

地方分権のさらなる進展、人口の減少、少子高齢化など社会情勢が変化するなか、市民ニーズの多様化・複雑化が進んだことで行政サービスへの期待が増加していますが、より迅速で適切な対応ができる行政経営システムの構築を目指します。

現状と課題

平成17年度に第1次宇城市行政改革大綱(平成17年度から平成21年度)を策定し、実施計画に掲げた行財政改革実施項目の82%に取り組んできました。しかし、地方分権のさらなる進展、人口減少、少子高齢化、金融危機による不況や地球温暖化などの環境問題に対する関心の高まりによる社会情勢の変化等により、本市を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

このような状況の中、職員一人ひとりが市民ニーズを的確に捉え、行政運営の公平性を確保し、透明性を高め、市民に対する説明責任を果たしながら、市民と行政が同じ目的に向かって、相互に協力連携し協働によるまちづくりを推進することが求められています。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
実施計画に掲げた取組の達成率	—	76%	82%	90%
経常収支比率	94.6%	97.4%	93.6%	95%
実質公債費比率	15.9%	16.5%	16.9%	16.5%
将来負担比率	—	168.5%	161.7%	140%
職員定数	657人	636人	607人	550人

今後の取り組み

1 行政運営の視点からの改革

成果志向と市民協働の観点から、限られた人材や財源を有効に活用しながら、市民ニーズに合致した組織体制の強化を図るとともに、意思決定の迅速化を行うために、簡素化されたフラットな組織機構の構築を目指します。また、最小の経費でよりよいサービスを提供するために、「選択と集中」を基本としながら、常に改善意識、サービス精神及びコスト意識を持って、効率的かつ効果的な行政運営を目指します。

（主な事業） ・ ニーズに適合した機動的な組織づくり ・ 施設白書に基づく施設の統廃合 ・ 民営化の推進 ・ 定員適正化計画の策定

2 財政的な視点からの改革

平成 16 年度からの国の構造改革（三位一体の改革）による財源不足への早期対応や、平成 27 年度からの合併特例期間終了以降の地方交付税の減少に対応していくため、歳入に応じた歳出構造への転換を図り、真に必要な市民サービスの維持・充実を図りつつ、将来にわたって市を取り巻く様々な行政課題に的確に対応していくことのできる財政基盤の構築を目指します。

（主な事業） ・ 歳入に応じた歳出構造への転換 ・ 法適、法非適企業会計の経営の総点検 ・ 市債の適正な管理

3 人的な視点からの改革

企画立案された各種の施策が確実に実行され、効率的に質の高い行政サービスを提供していくための職員の資質向上を図り、また、限られた職員数で、より効果的に能力を引き出すためのスキルアップを目指します。また、市民の有する知識や経験を行政運営に活かし、市民と行政が対等な立場に立った市民協働の推進及び情報の共有化による協働関係の構築を目指します。

（主な事業） ・ 職員研修の充実 ・ 庁内パブリックコメント制度の導入 ・ 自主自治組織の推進

まとめ

宇城市

常に改善意識とコスト意識を持つ人材育成、協働推進で、的確かつ効率的な体制を確立します。



情報公開による 「開かれた市政」の実現

基本方針

地方自治体は、行政運営の自己責任や自己決定が求められている中、その判断を誤ることなく自己決定を行うには、地域の状況や特性を踏まえる一方、多種多様化するニーズを的確に把握し、政策判断することが重要です。その過程においては、行政への市民参画を推進し、行政の透明性を確保するための積極的な情報公開と行財政運営に対する説明責任を果たす必要があります。

本市においては、情報公開制度に基づいた情報公開条例を制定し、開かれた市政の実現に向け運用を行っているところです。また、必要な情報をわかりやすく迅速に提供できるように、文書管理システムを導入し、公文書の管理と運用の環境整備に取り組んでいます。

現状と課題

文書管理システムを導入し、規定に基づいた文書管理業務を確立し、情報の電子化及び情報保護に努めつつ、市民からの情報提供に対しては迅速に対応するため、市職員の情

報公開制度に対する意識の向上と透明性の高い市政運営が求められています。

指標

指標名	実績値			目標値
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成26年度
保有簿冊数	51,000 冊	51,000 冊	51,000 冊	40,000 冊
情報公開請求取扱件数	10 件	20 件	20 件	30 件

今後の取り組み

1 市が保有する公文書の把握

旧町時代の文書を含めた宇城市全庁の公文書の再評価を行い、文書管理規程に基づいた整理を行い、市が保有する公文書のデータベースを構築します。

主な事業 ・ 文書管理コンサルティング事業

2 文書管理システムの適正な運用

文書の作成から保存、廃棄にいたるまでのシステム運用の促進を図ります。

主な事業 ・ 文書管理システム事業

3 公文書の適正管理

文書管理規程を遵守し、適正な公文書の作成及び管理を行うため、職員の文書管理業務に対する意識の向上を図り、情報公開へ備えます。

主な事業 ・ 文書管理業務

まとめ

宇城市

公文書の管理運用整備を推進し
開かれた市政を実現します。



透明な
行財政運営が
重要ばい

広域連携による 行政サービスの充実

基本方針

市民一人ひとりのニーズや価値観はますます多様化し、市民が必要とする行政サービスの専門化や高度化が求められています。行政サービスを効果的・効率的に提供するために、国・県及び周辺自治体との施策の連携を強化し、広域における適正な機能分担を図りながら、広域事業や広域促進プロジェクトの推進を図ります。

また、宇城市の持つ地域特性や個性を活かした施策を展開し、宇城ふるさと市町村圏や熊本都市圏の構成市町村との連携を図っていきます。

現状と課題

本市はこれまでも、地理的、社会的、経済的な結び付きの強い2市2町と宇城広域連合を構成し、「宇城ふるさと市町村圏計画」を基に広域的な行政推進に努めてきました。今後も、宇城広域連合で効果的・効率的に消防やごみ処理などのサービスを提供していくためには、富合町・城南町と熊本市の合併に伴う体制の見直しや、施設老朽化に伴う新たな施設整備が課題となっています。

地方分権の進展に対応していくためには、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の果たすべき役割が重要になってくるとともに各市町村が連携して広域的な課題に取り組む必要性もますます高まっています。このようなことから熊本都市圏を構成する市町村が連携し、熊本県域を牽引する役割を担いつつ九州中央の拠点地域としてさらなる成長を果たしていくため、「熊本都市圏ビジョン」を策定したところです。

また、地方や地域により主権をもたせようという改革の流れにあわせて、国や県との役割分担や連携についても積極的に検討していきます。



今後の取り組み

1 広域連携の強化

宇城地域の一体的な発展を図るため、「宇城ふるさと市町村圏計画」に基づき、圏域を構成する宇城広域連合との連携を図り適切な役割の発揮に努めるとともに、近隣自治体と連携し施設等の広域的利用による行政サービスの充実・強化を図ります。

魅力と活力に満ちた熊本都市圏を実現していくためには、「熊本都市圏ビジョン」を具体化していくことが重要であり、その具体化にあたっては、熊本都市圏を構成する市町村が積極性、主体性をもって連携を深めていくことはもとより、熊本県や経済界、あるいは大学等高等教育機関との協力体制を構築し、推進していきます。

（主な事業） ・宇城広域連合 ・熊本都市圏ビジョン事業 ・九州中央地域連絡推進協議会

2 広域事業の推進

宇城広域連合において消防やごみ処理等事業の共同処理を効果的・効率的にすすめていきます。また、富合町・城南町と熊本市の合併に伴う体制の見直しや、施設老朽化に伴う新たな施設整備をすすめていきます。

（主な事業） ・宇城広域連合

3 国・県との連携強化

国・熊本県との連携を強化し、計画の円滑な推進を図り、広域的な基盤整備の早期実施を促進していくため、緊密な協議、調整に努めます。

まとめ

宇城市

国、県、近隣自治体と連携を強化し行政サービス充実を図ります。



広域行政は、
連携強化が
不可欠

宇城市企第 497 号
平成 21 年 11 月 19 日

宇城市総合計画審議会
会長 桑原 隆広 様

宇城市長 篠崎 鐵男

宇城市総合計画の策定に関する事項について（諮問）

このことについて、宇城市総合計画審議会条例第 2 条の規定により、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

宇城市後期基本計画の策定について

平成 22 年 2 月 17 日

宇城市長 篠崎 鐵男 様

宇城市総合計画審議会
会 長 桑原 隆広

第 1 次宇城市総合計画（後期基本計画）（案）について（答申）

平成 21 年 11 月 19 日付け宇城市企第 497 号で諮問のありました「第 1 次宇城市総合計画（後期基本計画）（案）」につきまして、本審議会は、宇城市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、慎重に審議した結果、成案を得ましたのでここに答申します。

今回諮問された後期基本計画（案）は第 1 次宇城市総合計画（基本構想）に基づき策定され、平成 26 年度までの具体的な施策が盛り込まれており、妥当であると認めます

なお、本計画の推進にあたっては、下記の事項に留意され、その実現に努められますよう要望します。

記

1. 第 1 次宇城市総合計画（後期基本計画）の趣旨及び内容が市民に十分浸透するよう市民との積極的な対話活動を展開し、まちづくりへの市民の主体的な参画の推進など、市民と行政の協働のまちづくりを一層進められたい。
2. 第 1 次宇城市総合計画（後期基本計画）において、合併により誕生した宇城市の速やかな一体化を促進し、「美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた未来に輝くフロンティアシティ・宇城」の実現のために、地域間の融和と連携を図り、誇りが持てるまちづくりともに、政令指定都市を目指す熊本市等の周辺市町との連携を深めるように努められたい。
3. 第 1 次宇城市総合計画（後期基本計画）に掲げた各施策の推進にあたっては、市民に分かりやすく公表するとともに、定期的な点検を行い、社会状況の変化にも対応できるよう弾力的かつ組織間の横断的連携に基づく行政運営に努められたい。

宇城市総合計画審議会委員名簿

宇城市総合計画審議会委員

番号	氏 名	役 職 名	備 考
1	山口 俊一	宇城市交通指導員三角代表	
2	荒川 益次郎	宇城市観光物産協会会長	
3	中山 保美	宇城市認定農業者協議会三角支部長	
4	堀内 譲一	宇城市商工会副会長	
5	成松 康晴	宇城市消防団不知火方面隊長	
6	河野 曉子	不知火町婦人会会長	
7	橋本 徹	宇城市商工会会長	
8	富士田 シゲ子	風の会代表	
9	藤田 洋子	宇城市地域婦人会連絡協議会会長	
10	松浦 啓子	男女共同参画社会推進委員会委員	
11	西富 愛子	宇城市民生委員児童委員協議会会長	副会長
12	久山 輝哉	宇城市文化協会会長	
13	古田 誠隆	宇城市嘱託員代表者連絡会会長	
14	坂井 祐子	豊野町婦人会会長	
15	藤井 世治男	宇城市民生委員児童委員協議会副会長	
16	桑原 隆広	熊本県立大学総合管理学部教授	会 長
17	古森 美津代	宇城地域振興局総務振興課長	



宇 城 市

第1次 宇城市総合計画 基本計画 後期